

令和2年 第6回定例会

美 瑛 町 議 会 会 議 録

(第2号) 9月18日 開議

美 瑛 町 議 会

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 2 年第 6 回美瑛町議会定例会

令和 2 年 9 月 1 8 日 午前 9 時 3 0 分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議案第 1 号 美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 3 議案第 2 号 令和 2 年度美瑛町一般会計補正予算 (第 6 号) について
- 第 4 議案第 3 号 令和 2 年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 第 5 議案第 4 号 令和 2 年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 第 6 議案第 5 号 令和 2 年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 第 7 議案第 6 号 令和 2 年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) について
- 第 8 議案第 7 号 令和 2 年度美瑛町水道事業会計補正予算 (第 3 号) について
- 第 9 議案第 8 号 令和 2 年度美瑛町立病院事業会計補正予算 (第 2 号) について
- 第 1 0 議案第 9 号 教育委員会委員の任命について
- 第 1 1 議案第 1 0 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 第 1 2 議案第 1 1 号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第 1 3 議案第 1 2 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 第 1 4 議案第 1 3 号 指定管理者の指定について
- 第 1 5 認定第 1 号 令和元年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 6 認定第 2 号 令和元年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 7 認定第 3 号 令和元年度美瑛町農業研修施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 8 認定第 4 号 令和元年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 9 認定第 5 号 令和元年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 0 認定第 6 号 令和元年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 1 認定第 7 号 令和元年度美瑛町水道事業会計決算の認定について
- 第 2 2 認定第 8 号 令和元年度美瑛町立病院事業会計決算の認定について
- 第 2 3 報告第 1 号 令和元年度美瑛町健全化判断比率及び資金不足比率について
- 第 2 4 報告第 2 号 債権の放棄について
- 第 2 5 意見書案第 8 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し
地方税財源の確保を求める意見書について
- 第 2 6 意見書案第 9 号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書について
- 第 2 7 意見書案第 10 号 種苗法改正案の慎重な審議を求める意見書について

第 2 8

議員の派遣について

第 2 9

所管事務調査の申し出について

○出席議員（14名）

1番	保田	仁	議員	
2番	坂田	美香	議員	
3番	増山	和則	議員	
4番	濱田	洋一	議員	
5番	大坪	正明	議員	
6番	中村	俱和	議員	
7番	穂積	力	議員	
8番	桑谷	覺	議員	
9番	高田	紀子	議員	
10番	野村	祐司	議員	
11番	青田	知史	議員	
12番	山本	賢一	議員	
13番	八木	幹男	議員	
議長	14番	佐藤	晴観	議員

○欠席議員（なし）

○出席説明員

町	長	角 和 浩 幸 君
副	町 長	池 田 由 行 君
会 計 管 理 者		鈴 木 貴 久 君
総 務 課 長		小 杉 昌 敏 君
まちづくり推進課長		今 瀧 毅 君
移住定住推進室長		高 島 和 浩 君
税 務 課 長		川 合 実智代 君
住 民 生 活 課 長		高 木 比斗志 君
保 健 福 祉 課 長		今 野 聖 貴 君
地域包括支援センター所長		高 崎 史江里 君
子ども・子育て支援室長		檜 山 尚 代 君
商工観光交流課長		栗 原 行 可 君
文化スポーツ課長		平 間 克 哉 君
農 林 課 長		吉 川 智 巳 君
建 設 水 道 課 長		山 下 浩 史 君
水 道 整 備 室 長		長 野 克 哉 君
町立病院事務局長		観 音 太 郎 君
総 務 課 長 補 佐		鈴 木 誠 君
総 務 課 財 政 係 長		松 岡 歩 君
教 育 長		千 葉 茂 美 君
管 理 課 長		梶 原 祐 治 君
図 書 館 長		山 上 修 司 君
農 業 委 員 会 会 長		只 野 透 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長		富 田 敏 博 君
代 表 監 査 委 員		大 西 宣 充 君

○書記

事務局長 新村 猛 君
次 長 才 川 育 世 君

開議挨拶

○議長（佐藤晴観議員） おはようございます。昨日に引き続き、早朝よりご参集をいただきましてありがとうございます。今日は特別委員会を立ち上げなどですね、長丁場となりますが、慎重審査をお願い申し上げます。

開議宣告

○議長（佐藤晴観議員） 本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は、14人であります。本日の議事日程は、印刷物で配布のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、2番坂田美香議員と12番山本賢一議員を指名します。

日程第2 議案第1号 美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第2、議案第1号、美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

小杉総務課長。

（総務課長 小杉 昌敏君 登壇）

○総務課長（小杉昌敏君） おはようございます。議案第1号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集につきましては1頁、条例の改正要旨及び新旧対照表は別冊資料の1頁から5頁になります。今回の美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正は、人事院規則が改正され、新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員に対して、特殊勤務手当（防疫等作業手当）を支給する旨規定されたことから、本条例の一部を改正するものです。最初に議案を朗読し、その後、資料に基づき、改正内容の説明をいたします。それでは、議案集1頁をお開き願います。

（議案の朗読を省略する）

次に、別冊の資料に基づきましてご説明を申し上げます。別冊資料の1頁をお開き願います。

1の改正の要旨につきましては、冒頭の提案理由で説明したとおりですので説明を省略いたします。

2の改正の概要は、職員が、新型コロナウイルス感染症から町民等の生命及び健康を保護するため、緊急に行われた措置に係る業務に従事した際に、1日につき4,000円を上限に特殊勤務手当（防疫等作業手当）を支給する旨、規定するとともに、その他条文の整備を行うものでございます。

3の手当の内容につきましては、業務の内容により1日当たりの手当の額が4,000円と3,000円に区分されております。新型コロナウイルス感染症等に対する感染リスクの高い診察や検体の採取及び感染者等に直接接触する業務にあつては、1日当たり4,000円と規定し、感染者等に直接接触しない患者情報の聞取り、問診、検査や消毒等の業務は3,000円と規定しております。

4の施行期日は公布の日から施行となります。

なお、資料2頁から5頁までの新旧対照表の説明は省略をいたします。議案集1頁にお戻り願います。

下から2行目の附則から朗読いたします。附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第1号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。

（「はい」の声）

6番中村議員。

○6番（中村俱和議員） はい、6番中村です。医療関係者の感染予防は大切な課題であるという認識を持っております。しかし、今回ですね、この条例の一部改正、これは防疫等業務手当とありますが、その趣旨がはっきりしない。目的、それから手段も具体的に記載されている訳ではありません。これはですね、危険業務に対する危険手当なのか、それから危険手当によって受けるストレスに対する慰労手当なのか、またはその他の理由なのか、お聞きします。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 小杉総務課長。

○総務課長（小杉昌敏君） 今回の特殊勤務手当の内容でございますけれども、新型コロナウイルス感染症に伴いまして、実際のところ町内の医療機関においても、感染者及び感染を疑われる方の診察等を医療関係者が行うという形になっております。それらの感染リスク等を考えた際に、国あるいは北海道でも規定しておりますし、それらの基準に合わせた中で、感染リスクに伴う部分の作業について、特殊勤務手当に新たに規定して対応するものでございます。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 6番中村議員。

○6番（中村俱和議員） はい、6番中村です。危険業務というのはですね、この労働界の中にあっても、その他にあっても山ほどあります。その場合ですね、各々その職場に対して危険防止の処置が取られる訳です。今回の医療関係者の職場においてもですね、そういう防御は既にされてるはずですよ。しかし、さらなる防御といえはですね、PCR検査や抗原検査などあるでしょう。まず、それをやるのが先決ではないかと思うんですね。手当を支給してもですね、危険が消える訳ではないんです。ストレスも消える訳ではないんです、家庭において。この辺はどういうお考えなんですか。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 小杉総務課長。

○総務課長（小杉昌敏君） あくまで今回の特殊勤務手当につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる患者さん、要はPCR検査、あるいは抗原検査が必要となる患者さんに対して、発生届ということで、法に基づく発生届を提出しますけれども、その発生届を提出する患者さんの業務に対して直接あるいは間接的に関わった医療関係者等に対して支給するものでございますので、予防という観点というよりも、そういう業務に携わったということの意味で特殊勤務手当を支給するというところでございます。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑はありませんか。

（「はい」の声）

1番保田議員。

○1番（保田 仁議員） はい、1番保田です。新型コロナウイルス感染症患者に対する医療行為に従事します医師、それから看護師、それから医療技術者、あと会計事務担当者に対しましては、感染リスクが高まる中、懸命に任務についていただくということは大変重要なことだと思っておりますし、感謝しているところであります。今回、特殊勤務手当を支給するというところについては異論のないところでありますし、ぜひ必要なことだと思っております。そこで、ちょっと1点質問なんですけれども、資料のですね1頁目の3番、手当の内容というところで、新型コロナウイルスの患者又は新型コロナウイルス感染の疑いがある患者ということで、新型コロナウイルスに感染した者と感染の疑いがある者に手当を支給するということなんですけれども、町立病院のですね、議員協議会の資料なんか見ますとですね、300名ほどがですね2月から8月まで新型コロナウイルス感染が疑われる発熱患者ということで300名ほどが8月までに受診しているということですが、その医療従事者に対して疑われる者という区分けですね、例えば300名に対して全て従事した者に支払われるのか、それともそこら辺の疑いがある患者のですね、区分けをですねどのようにするのかっていうところをですね、1点お聞きしたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 小杉総務課長。

○総務課長(小杉昌敏君) 手当の支給対象となる感染を疑われる方という内容につきましては、実際医師が判断をして、PCR検査、あるいは抗原検査をする必要があると認めた方と、当然、必要があるという段階で医師の方は感染症法に基づいた発生届というものを書く形になりますので、それが提出された患者さんに対する行為に対しての特殊勤務手当の支出ということになります。300名というのは他のインフルエンザですとか通常の風邪等も含めた中の発熱患者の外来数という部分と、あるいは問い合わせのあった数ということだと思いますけれども、実際2月の本町の感染者の発生から現在まで、実際PCR検査を町立病院で受けた方というのが18名おります。そして、抗原検査につきましては町立病院で8月から実施しておりますけれども、抗原検査を受けられた方が4名おられます。その18名と4名、それらの方に係る医療行為等について、今回の対象者としては、そういう方に対する部分が対象になるということです。発熱があったというだけで特殊勤務手当の対象になるということではございません。あくまでも感染の疑いがあるという部分につきましてはPCR検査、あるいは抗原検査を実施するというので医師が判断した、発生届を出したものであるということで考えてございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 1番保田議員。

○1番(保田 仁議員) 1番保田です。今のご答弁の中でいけば、例えば300人発熱で受診して、その中で合計24人が発生届を提出していると、その24人の医療行為をした医師、それから看護師さんに対して手当を支給するというところで、それは過去の部分なんですけれども、今後もそういったことで医師の判断によって発生届を出した者を診療した者に対して支払うということで、そこら辺の区分けというのは医師の判断に任せられているという形よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 小杉総務課長。

○総務課長(小杉昌敏君) あくまで患者さんが来られて、新型コロナウイルスの可能性があり、その検査を必要とするかどうかというのは医師が判断することになりますので、あるいは発熱がいつから続いているのか、あるいは肺炎の症状がどうなのか、それらを医者が確認した中でPCR検査、あるいは抗原検査の必要があると判断した場合ということになりますので、あくまでその判断については、医師が行うということになります。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第2、議案第1号の件を採決します。議案第1号、美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第1号の件は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第2号 令和2年度美瑛町一般会計補正予算(第6号)について

日程第4 議案第3号 令和2年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算(第2号)について

日程第5 議案第4号 令和2年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算(第1号)について

日程第6 議案第5号 令和2年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算(第1号)について

日程第7 議案第6号 令和2年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について

日程第8 議案第7号 令和2年度美瑛町水道事業会計補正予算(第3号)について

日程第9 議案第8号 令和2年度美瑛町立病院事業会計補正予算(第2号)について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第3、議案第2号、令和2年度美瑛町一般会計補正予算(第6号)についての件、日程第4、議案第3号、令和2年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算(第2号)についての件、日程第5、議案第4号、令和2年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算(第1号)についての件、日程第6、議案第5号、令和2年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算(第1号)についての件、日程第7、議案第6号、令和2年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)についての件、日程第8、議案第7号、令和2年度美瑛町水道事業会計補正予算(第3号)についての件及び日程第9、議案第8号、令和2年度美瑛町立病院事業会計補正予算(第2号)についての件を一括議題とします。これから各議案の提案理由の説明を求めます。はじめに、議案第2号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

小杉総務課長。

(総務課長 小杉 昌敏君 登壇)

○総務課長（小杉昌敏君） 議案第2号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては、2頁から25頁になります。今回の補正予算の主なもの、地域内の経済循環や地域コミュニティの醸成などを目的とした地域通貨導入事業の実施、まちづくり寄附金の増加に伴う返礼品と経費の追加、新生活スタイル対応型補助事業の実施に伴う美瑛町中小企業者等振興補助事業の追加、冬季観光客誘客のためのびえいの観光応援事業の追加、使用料の減免措置により減収となった各会計への繰出金の追加、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった各種事業費の減並びに地方創生臨時交付金の2次交付に係る財源調整などでございます。それでははじめに議案を朗読し、その後内容の説明をいたします。議案集の2頁をお開き願います。

（議案の朗読を省略する）

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明を申し上げます。はじめに、歳出からご説明いたします。議案集の10頁をお開き願います。

歳出、第1款議会費、第1項議会費、補正額347万9,000円の減額です。新型コロナウイルス感染症の拡大による調査研修等の中止による旅費、負担金の減額でございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、第2目一般管理費、補正額881万6,000円の追加です。説明欄（1）の一般管理事業は、まちづくり寄附件数の増に伴う返礼品等の発送に係る郵便料、宅配料で938万円の追加。（2）の職員研修事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大による研修会旅費及び負担金56万4,000円の減額です。

第5目財産管理費、補正額191万2,000円の追加です。説明欄（1）の財産維持管理事業は、8月7日の暴風により破損した旧美瑛地域農業開発事業所倉庫の修繕料の追加で158万2,000円。（2）の庁舎維持管理事業は、役場のトイレ故障等の修繕料で33万円の追加です。

第6目情報管理費、補正額215万6,000円の追加です。国外転出者のマイナンバー利用対応のための住民基本台帳システム改修委託料の追加でございます。

第7目地域振興費、補正額5,169万6,000円の追加です。説明欄（1）の日本で最も美しい村推進事業は、新型コロナウイルス感染症の影響による、世界で最も美しい村連合会総会の中止及び日本で最も美しい村連合定期総会を书面会議としたことによる旅費、負担金の減額でございます。（2）の地域産業連関分析事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により平年の観光動態を把握できなかったことにより、観光経済波及効果分析を先送りしたことによる委託料の減でございます。（3）の地域通貨導入事業は、地域内経済循環、地域コミュニティの醸成、新型コロナウイルス感染症対策を目的としたデジタル地域通貨の導入実験に要する経費で、地域通貨啓発費用、ポイントカード作成費用及び送付費用、加盟店決済用備品の購入、ポイント決済補助金の追加補正で合計5,485万5,000円の追加でございます。

議案集 12 頁に移ります。第 8 目移住対策費、補正額 553 万 8,000 円の追加です。説明欄 (1) のセカンドホームツーリズム事業は、セカンドホームのユニットバスの入替工事費 65 万 6,000 円の追加。(2) の定住促進住宅管理事業は、劣化が激しい東町住宅 5 号室の外壁及び内部改修工事経費 466 万 7,000 円の追加。(3) の移住定住促進協議会準備会補助事業は、移住に関する情報の収集及び提供、移住体験ツアーやイベントの企画運営を目的とした美瑛町移住定住促進協議会の創設に向けた準備会に要する費用 21 万 5,000 円の追加です。

第 11 目災害対策費、補正額 30 万円の追加です。防災無線屋外子局の落雷による破損に伴う修繕料の追加です。

第 13 目諸費、補正額 3,842 万 6,000 円の追加です。説明欄 (1) の地域情報通信基盤管理運営事業は、光ケーブル切断等に伴う維持修繕費で 92 万 4,000 円の追加。(2) の過年度歳入過誤納還付金は、法人住民税及び個人住民税等の還付金で 83 万 1,000 円の追加。(3) のまちづくり寄附管理事業は、まちづくり寄附金の件数増に伴う返礼品及び公金代理納付システム利用料、クレジットカード決済に要する費用で 3,667 万 1,000 円の追加補正でございます。

第 3 項戸籍住民登録費、第 1 目戸籍住民登録費、補正額 488 万 4,000 円の追加です。国外転出者のマイナンバー利用対応のための戸籍附票システム改修委託料の追加でございます。

議案集 14 頁に移ります。第 3 款民生費、第 1 項社会福祉費、第 1 目社会福祉総務費、補正額 46 万円の減額です。説明欄 (1) の社会福祉管理事業は、会計年度任用職員報酬 5 月、6 月分を子育て世帯への臨時特別給付金事業に振り替えたことにより 26 万円の減。(2) の戦没者追悼式事業は、新型コロナウイルス感染症感染防止のため音楽行進の中止等による消耗品等の減が 20 万円です。

第 2 目高齢者福祉費、補正額 250 万円の減額です。外国人介護福祉人材育成支援事業の留学生 2 名予定が 1 名となったことによる減額でございます。

第 3 目障害者福祉費、補正額 643 万 4,000 円の追加です。説明欄 (1) の地域生活支援事業は、ストーマ用装具の使用者の増加による日常生活用具給付事業費の増加で 150 万円の追加。(2) の障害相談支援センター運営事業は、新型コロナウイルス感染症防止対策として、消毒用品、リモート備品の購入で 50 万 7,000 円の追加。(3) の栄町センター改修事業は、町所有の建物を障害者福祉サービスの就労継続支援事業所として活用するための整備費用 442 万 7,000 円の追加です。

第 7 目地域支援事業費、補正額 34 万 8,000 円の追加です。新型コロナウイルス感染症対策として非接触型体温計、手指消毒用アルコール等の消耗品及びパーテーション購入費の追加でございます。

第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、補正額3,817万9,000円の追加です。説明欄(1)の施設型給付費事業は、施設利用の増による負担金3,670万9,000円の追加です。(2)の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業は、新型コロナウイルス感染症対策で子ども支援センター、子ども・子育て支援室と保健センターのリモート相談体制整備に必要な備品の購入費147万円の追加です。

第4目子ども支援センター費、補正額57万6,000円の追加です。新型コロナウイルス感染症対策の消毒用品の購入及びリモート会議相談に対応するための修繕料、備品購入費の追加です。

議案集16頁に移ります。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費、補正額495万1,000円の追加です。老人保健施設ほの香の新型コロナウイルス感染症予防のために実施する居室の個室化改修に要する経費の老人保健施設事業特別会計繰出金495万1,000円の追加でございます。

第2目保健指導費、補正額30万6,000円の追加です。新型コロナウイルス感染症対策として実施する育児力育成指導事業に係るオンライン相談に要する消耗品費、備品購入費の追加です。

第6目環境衛生費、補正額85万8,000円の追加です。説明欄(1)の合併処理浄化槽設置整備事業は、合併処理浄化槽設置件数の増加に伴う設置整備事業補助金49万4,000円の追加です。(2)の蜂駆除事業は、蜂の巣駆除件数の増に伴う消耗品及び駆除手数料36万4,000円の追加でございます。

議案集18頁に移ります。第7款商工費、第1項商工費、第2目商工業振興費、補正額1,031万7,000円の減額です。説明欄(1)の企業振興促進補助事業は、株式会社ラ・テールに対する事業場新設及び雇用助成に伴う補助金で68万3,000円の追加。(2)の美瑛町中小企業者等振興補助事業は、新型コロナウイルス感染症による新生活スタイルの実践を講じながら、売り上げの維持に資する取り組みに要する経費に対する補助で1,500万円の追加。(3)の緊急経営支援対策特別融資貸付金は、融資取扱期間延長に伴い400万円の追加。(4)の経営持続化支援事業は、助成金申請見込み額の減少に伴う減で3,000万円の減額です。

第3目観光費、補正額4,362万7,000円の追加です。説明欄(1)の白金泉源事業特別会計繰出金は、新型コロナウイルス感染症の影響による泉源使用料の減免分に係る減額分の繰り出し800万円の追加です。(2)の観光センター運営管理事業は、夜間のトイレ開放に伴う光熱水費の増及び暖房機器取替修繕費用で46万8,000円の追加。(3)の観光振興対策事業は、桜まつりライトアップ事業の中止により50万円の減額。(4)の青い池管理運営事業は、管理棟電気料の増及び駐車場チケット印刷費の増で31万8,000円の追加。(5)の

びえいの観光応援事業は、新型コロナウイルス感染症による経済対策として、冬季観光誘客促進に向けた事業実施に伴う追加で宿泊誘客推進事業として宿泊助成びえい割の追加分が3,000万円、冬の町内観光施設巡回バス事業として151万5,000円の追加、冬の観光PR事業の追加が382万6,000円で、合計3,534万1,000円の追加でございます。

第6目交流推進費、補正額564万6,000円の減額です。新型コロナウイルス感染症の影響による丘のまちフェスティバル事業の中止及び桜まつりの中止に伴う減額でございます。

第2項文化スポーツ振興費、第7目保健体育施設費、補正額59万2,000円の追加です。町民スキー場圧雪車のブレーキ修繕経費でございます。

第8目イベント推進費、補正額147万8,000円の追加です。イベント用圧雪車のミル上下作動シャフトの部品の故障による修繕経費147万8,000円の追加でございます。

議案集20頁に移ります。第8款土木費、第2項道路橋梁費、第1目道路維持修繕費、補正額55万円の追加です。8月7日の強風による道路維持資材庫シャッターの破損による修繕費の追加でございます。

第2目道路新設改良費、補正額はなく、国庫支出金の減に伴う財源調整でございます。

第4項都市計画費、第2目公共下水道費、補正額60万円の追加です。公共下水道事業特別会計において新型コロナウイルス感染症の影響に伴う下水道使用料の減免措置により使用料が減額となることから、使用料の減収分を一般会計から公共下水道事業特別会計へ繰り出しを追加するものでございます。

第9款消防費、第1項消防費、補正額はなく、地方債の増加に伴う財源調整でございます。

続きまして22頁に移ります。第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費、補正額13万8,000円の追加です。教職員健康診断の受診者確定及び単価アップに係る追加補正でございます。

第3目学校給食費、補正額58万円の追加です。夏季休業の短縮による出勤日数の増に伴う給食従事員の期末勤勉手当の増及び学校給食管理ソフトの購入経費の追加でございます。

第2項小学校費、第1目学校管理費、補正額72万3,000円の追加です。新型コロナウイルス感染症対策用消耗品費の追加でございます。

第2目教育振興費、補正額11万7,000円の減額です。説明欄(1)の学校図書室システム化事業は、新型コロナウイルス感染症対策のための図書除菌ボックス購入に係る追加で77万5,000円。(2)の小学校総合的な学習の時間交付金は、新型コロナウイルス感染症による事業中止により25万2,000円の減額。(3)のこころのプロジェクト推進事業は、新型コロナウイルス感染症による事業中止により64万円の減額でございます。

第3項中学校費、第1目学校管理費、補正額51万5,000円の追加です。新型コロナウ

イルス感染症対策用の消耗品費の追加でございます。

第2目教育振興費、補正額18万7,000円の追加です。説明欄(1)の学校図書室システム化事業は、新型コロナウイルス感染症対策のため、図書除菌ボックス購入に伴う追加が38万8,000円。(2)の中学校総合的な学習の時間交付金は、新型コロナウイルス感染症による事業中止により20万1,000円の減額でございます。

第4項社会教育費、第2目公民館費、補正額100万円の減額です。新型コロナウイルス感染症の影響による出会いふれあい祭り事業中止に伴う減額でございます。

第3目図書館費、補正額339万3,000円の追加です。図書館給水管の漏水修繕経費及び図書館図書消毒器購入に係る追加補正でございます。

議案集24頁に移ります。第12款諸支出金、第1項普通財産取得費、第9目丘のまちびえいまちづくり基金費、補正額2,693万6,000円の追加です。7月補正以降、まちづくり寄附金1,868件分2,693万6,000円を丘のまちびえいまちづくり基金に積立てる補正でございます。

第2項公営企業費、第1目上水道事業補助金、補正額942万円の追加です。新型コロナウイルス感染症の影響に伴う水道使用料の減免措置により、水道使用料の減額に対する一般会計から水道事業会計への補助金942万円の追加でございます。

次に、事項別明細書の歳入について説明をいたします。議案集の6頁にお戻りを願います。歳入、第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費負担金、補正額2,002万6,000円の追加です。施設利用者増による施設型給付費等負担金の追加でございます。

第2項国庫補助金、第1目総務費補助金、補正額3億1,884万3,000円の追加です。1の社会保障・税番号システム整備費補助金は、国外転出者のマイナンバー利用に対応するための住民基本台帳システム及び戸籍附票システムの改修に係る補助金で704万円の追加。2の地方創生推進交付金は、地域産業連関分析事業及び観光振興対策事業の事業費減に伴う交付金の減で121万3,000円の減額。3の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、第2次交付限度額分に係る追加で3億1,301万6,000円の追加でございます。

なお、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、1次分2次分含めまして4億622万7,000円の上限額で示されてございます。

第2目民生費補助金、補正額222万円の追加です。地域生活支援事業補助金は、日常生活用具給付費の増により75万円の追加。新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金は、子ども支援センター、子ども・子育て支援室、保健センター間のリモートによる会議や面談などの体制整備経費に対する交付金で147万円の追加です。

第3目衛生費補助金、補正額329万円の追加です。説明欄1の合併処理浄化槽設置費交付金は、合併浄化槽設置件数の増加に伴う交付金の増で3万1,000円の追加。説明欄2の母

子保健医療対策総合支援事業補助金は、育児相談等のオンライン化に向けた経費に対する補助金で15万3,000円の追加。説明欄3の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金は、老人保健施設ほの香の個室化改修に対する交付金で310万6,000円の追加でございます。

第4目土木費補助金、補正額6,639万6,000円の減額です。社会資本整備総合交付金事業の交付金配当額決定による、説明欄1から6の各道路の改良舗装事業交付金の減額でございます。

第15款道支出金、第1項道負担金、第1目民生費負担金、補正額1,042万5,000円の追加です。施設利用増等による施設型給付費等負担金の追加です。

第2項道補助金、第2目民生費補助金、補正額37万5,000円の追加です。日常生活用給付費の増による地域生活支援事業費補助金の追加です。

第5目商工費補助金、補正額35万9,000円の減額です。観光センター改修事業に対する環境保全施設整備交付金の額確定による減額でございます。

第17款寄附金、第1項寄附金、補正額2,693万6,000円の追加です。まちづくり寄附金1,868件分の追加でございます。なお、まちづくり寄附金は8月25日現在で2,909件で、4,545万円程となっております。

第18款繰入金、第1項繰入金、補正額1,919万6,000円の減額です。説明欄1の福祉基金繰入金は、外国人介護福祉人材育成支援事業の事業費減に伴い200万円の減額。説明欄2の、丘のまちびえいまちづくり基金繰入金は、地方創生臨時交付金の追加に伴う小学校管理運営事業、中学校管理運営事業への充当減などによる減で1,719万6,000円の減額でございます。

議案集8頁に移ります。第19款繰越金、第1項繰越金、補正額5,534万4,000円の追加です。財源調整によるものです。令和元年度の繰越金は2億2,946万1,000円で、今回の補正による繰越金の計上額が2億1,991万5,000円となり、繰越金の保留額は954万6,000円となっております。

第20款諸収入、第5項雑入、補正額1億7,160万8,000円の減額です。説明欄1の町有建物災害共済金は、道路維持資材庫及び水道施設の建物被災に伴う共済金で269万5,000円の追加。説明欄2の外国人介護福祉人材育成支援事業外負担金は、外国人留学生の減に伴い50万円の減額。説明欄3の北海道市町村備荒資金組合超過納付金は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加による財源調整で1億7,548万9,000円の減額。説明欄4の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金は、交付見込みにより142万6,000円の追加。説明欄5の多面的機能支払交付金事業返還金は、国庫補助事業の事業費精算に伴う還付金に係る活動組織からの返還金分で26万円の追加です。

第21款町債、第1項町債、第4目商工債、補正額530万円の減額です。丘のまちフェス

ティバルの中止に伴う過疎対策（ソフト分）交流推進事業債の減額でございます。

第5目土木債、補正額5,570万円の追加でございます。社会資本整備総合交付金の配当額決定により地方債に振り替えたことから、(1)から(6)の道路整備事業債を追加するものでございます。

第6目消防債、補正額30万円の追加です。起債の一次同意額確定に伴う消防施設整備事業債の追加でございます。

次に、5頁をお開き願います。第2表地方債補正になります。変更前の地方債の総額6億650万円に5,070万円を追加し、変更後の地方債の総額を6億5,720万円とするものでございます。起債の目的、変更前限度額、変更後限度額のみ申し上げ、個別の事業名は省略をさせていただきます。

第2表地方債補正、(変更)、辺地対策事業、変更前限度額1億3,070万円、変更後限度額1億8,640万円、過疎対策事業、変更前限度額2億6,940万円、変更後限度額2億6,440万円、合計、変更前限度額6億650万円、変更後限度額6億5,720万円。なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

3頁、4頁の第1表歳入歳出予算補正についての説明は省略をさせていただきます。

以上で、議案第2号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、議案第3号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

今野保健福祉課長。

（保健福祉課長 今野 聖貴君 登壇）

○保健福祉課長（今野聖貴君） おはようございます。議案第3号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集は26頁から31頁になります。この度の補正予算は、歳出では、新型コロナウイルス等感染拡大防止対策として、美瑛町老人保健施設ほの香、多床室の個室化改修に要する請負工事費の追加補正、歳入では、繰越金の確定に伴う整理などによるものです。はじめに、議案条文を朗読させていただきます。議案集26頁をお開きください。

（議案の朗読を省略する）

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。はじめに歳出からです。議案集の30頁、31頁をお開きください。

歳出、第1款施設事業費、第1項管理費、第1目一般管理費、補正額500万円の追加です。新型コロナウイルスの感染拡大防止するためのほの香、多床室の個室化に要する改修工事費の増額補正です。

次に歳入のご説明を申し上げます。28頁、29頁にお戻りください。

歳入、第2款繰入金、第1項繰入金、第1目一般会計繰入金、補正額495万1,000円

の追加です。改修工事に要する財源としての繰入金の増額補正になります。

第3款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、補正額4万9,000円の追加になります。繰越金の確定に伴う増額補正となります。

27頁の第1表歳入歳出予算補正は説明を省略させていただきます。

以上で、議案第3号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、議案第4号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

長野水道整備室長。

（水道整備室長 長野 克哉君 登壇）

○水道整備室長（長野克哉君） おはようございます。議案第4号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は32頁から37頁になります。今回の補正は、しろがね頭首工の河床が洗掘され、発電用水の取水に影響を及ぼしていることから、安定的な取水を確保するための河床整理に係る予算の確保をお願いするものでございます。はじめに32頁をお開き願います。以下、議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。36頁をお開き願います。はじめに歳出からご説明申し上げます。

歳出、第2款発電施設費、第1項施設管理費、補正額500万円の追加。しろがね頭首工の安定的な取水を確保するための河床整理に要する修繕料の追加でございます。

次に、歳入についてご説明いたします。34頁をお開き願います。

歳入、第2款繰入金、第1項繰入金、補正額500万円の追加。頭首工の河床整理に要する修繕料の追加に伴う基金繰入金の追加でございます。

33頁の第1表歳入歳出予算補正については説明を省略させていただきます。

以上で、議案第4号の提案理由の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、議案第5号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

長野水道整備室長。

○水道整備室長（長野克哉君） 議案第5号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は38頁から41頁になります。今回の補正は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う泉源使用料の減免措置による使用料の減額と、当該減額分に係る一般会計繰入金の追加についてお願いするものでございます。はじめに38頁をお開き願います。以下、議案を朗読させていただきます。

(議案の朗読を省略する)

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。40頁をお開き願います。

歳入、第2款泉源使用料、第1項使用料、補正額800万円の減額。新型コロナウイルス感染症の影響に伴う泉源使用料の減免措置に伴う使用料の減額でございます。

第3款繰入金、第1項繰入金、補正額800万円の追加。使用料の減額に伴う一般会計繰入金の追加でございます。

39頁の第1表歳入歳出予算補正については説明を省略させていただきます。

以上で、議案第5号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤晴観議員) 次に、議案第6号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

長野水道整備室長。

○水道整備室長(長野克哉君) 議案第6号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は42頁から47頁になります。今回の補正は、歳入においては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う下水道使用料の減免措置による使用料の減額及び当該減額分に係る一般会計繰入金の追加についてお願いするものでございます。歳出においては、下水処理場の汚水処理を行うためのローター減速機1機の故障に伴い、修繕料の追加をお願いするものでございます。はじめに42頁をお開き願います。以下、議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。46頁をお開き願います。

歳出、第1款下水道事業費、第1項下水道管理費、第2目終末処理場管理費、補正額は0円です。内訳として、第12節委託料600万円の減額、第14節工事請負費600万円の追加でございます。終末処理場災害復旧事業において、ローター減速機1機の修繕工事に要する工事請負費600万円を追加し、委託料において同額を減額するものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。44頁をお開き願います。

歳入、第2款使用料及び手数料、第1項使用料、補正額60万円の減額。新型コロナウイルス感染症の影響に伴う使用料の減免措置に伴う使用料の減額でございます。

第4款繰入金、第1項繰入金、補正額60万円の追加。使用料の減額に伴う一般会計繰入金の追加でございます。

43頁の第1表歳入歳出予算補正については説明を省略させていただきます。

以上で、議案第6号の提案理由の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤晴観議員) 次に、議案第7号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

長野水道整備室長。

○水道整備室長(長野克哉君) 議案第7号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は48頁から49頁になります。今回の補正は収益的収入においては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う水道使用料の減免措置による使用料の減額と、当該減額分に係る一般会計繰入金の追加をお願いするものでございます。資本的収入においては、5月13日発生の落雷被害により故障した北瑛地区配水流量計変換器の復旧工事に係る建物災害共済金の給付額が確定したことから、給付決定額について一般会計補助金より繰り入れするものでございます。はじめに48頁をお開き願います。以下、議案を朗読させていただきます。

(議案の朗読を省略する)

次に、令和2年度美瑛町水道事業会計補正予算説明によりご説明いたします。隣の49頁をご覧ください。収益的収入からご説明いたします。

収入、第1款水道事業収益、第1項営業収益、補正額700万円の減額。新型コロナウイルス感染症の影響に伴う水道使用料の減免措置に伴う使用料の減額です。

第2項営業外収益、補正額700万円の追加。使用料の減額に伴う一般会計繰入金の追加でございます。

次に、資本的収入についてご説明いたします。

収入、第1款資本的収入、第1項一般会計補助金242万円の追加。北瑛地区配水流量計変換器の復旧工事に係る建物災害共済金の確定に伴う追加でございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,024万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金9,024万3,000円で補てんするものといたします。

以上で、議案第7号の提案理由の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長(佐藤晴観議員) 次に、議案第8号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

観音町立病院事務局長。

(町立病院事務局長 観音 太郎君 登壇)

○町立病院事務局長(観音太郎君) おはようございます。議案第8号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集につきましては50頁から51頁になります。今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染防止対策に係る車両購入費及び待機・処置室整備費等の追加をお願いするものです。最初に議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、収益的支出についてご説明をさせていただきます。議案集の51頁をご覧ください。

す。はじめに収益的支出です。

第1款病院事業費用、第1項医業費用、第3目経費、補正額12万7,000円の追加。車両購入に係る自賠責保険料及び自動車重量税等でございます。

次に、資本的支出についてご説明をさせていただきます。

第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目資産購入費、補正額453万円の追加。新型コロナウイルス感染防止対策用の多目的車両購入に係る費用です。

第1款資本的支出、第1項建設改良費、第2目工事請負費、補正額260万円の追加。新型コロナウイルス感染防止対策用の待機・処置室整備並びにパーテーション購入に係る費用です。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,675万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億1,675万1,000円で補てんするものとする。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これで、7案件についての提案理由の説明を終わります。

10時45分まで休憩します。

休憩宣告（午前10時34分）

再開宣告（午前10時45分）

○議長（佐藤晴観議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これから質疑を行います。はじめに、7案件に関連する事項について総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで7案件に関連する事項についての総括質疑を終わります。

次に、議案第2号について総括質疑を許します。

（「はい」の声）

8番桑谷議員。

（8番 桑谷 覺議員 登壇）

○8番（桑谷 覺議員） 新型コロナウイルスで随分予算が減額されておりますし、例えばイベント、ヘルシーマラソン、それから音楽行進、それから丘のまちフェスティバルだとか、センチュリーライドだとか、「世界で最も美しい村」連合世界大会だとか、いろいろ減額されて町も予算大分良いと思いますけど、その分新型コロナウイルス感染対策で随分かかっているという話は聞きました。でも国から4億円くらいきておりますのでね、まだまだお金に余裕あると思いますけど、お金の使い道やこれからの計画。私が言いたいのは、来年あたりワクチンが出ますので、町民に無料でワクチン配布できるよう願っているんですけど、多分まだ4億円あるから、減額で予算1億円ぐらい新型コロナウイルスで減額されていると。それで、その部分で新型コロナウイルスで使っておりますけど、4億円くらい国からきた予算があると思うので、使い道あったら何かこれからの計画でもありましたら、よろしくお願ひします。以上でございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 総括質疑にお答えをさせていただきます。臨時交付金につきましては、先ほどご報告がございました4億622万7,000円ほどとなっております。これに対しまして、これまでのところ美瑛町といたしまして、コロナウイルス対策で計上しておりますのは約5億円ほどの計上とさせていただいております。差し引き、細かい数字はまだこれからでございますけれども、というような現状でございます。ただ、この臨時交付金が交付される前の段階におきましても、美瑛町といたしましては、備荒資金等々の財源を使いまして、町民の皆さまへの対策を講じてまいったという経緯でございます。今後とも、新型コロナウイルスの感染の状況がどのように展開していくのか分かりませんが、その時々で必要な施策につきまして、皆さま方のご指導も賜りながら必要な判断をさせていただき、ここぞというところに対しましては、十分な手当を講じてまいりたいという決意でございます。以上でございます。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第2号についての総括質疑を終わります。

次に、議案第2号について質疑を行います。議案集の10頁から13頁まで。はじめに、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出、第1款議会費及び第2款総務費について質疑を許します。

(「はい」の声)

6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、6番中村です。13頁の2款1項8目、定住促進住宅管理事業についてお聞きします。この元教員住宅の改修を行うというお話でした。466万7,000円ですね、68平米、昭和51年に建築したとお聞きしました。定住促進住宅の管理というのは非常に美瑛町にとっては大事な案件だと思います。特にですね、特に道外から移住しようと考えている方々にとっては、冬の生活が一番の関心であろうと思います。関東などに暮らしているとですね、冬の灯油の消費量のごくわずかです。日中は窓を開けてます、お日様がたくさん入りますからね。したがって冬の衣服も全くこちらでは考えられません。今回のですね、改修の内容を先日お聞きしました。それによりますと、確認いたしますけれども、内壁のですね、室内の壁の張り替え、それから床、天井の張り替え、それから流しのキッチンセットですか、それから外壁のガルバリウム鋼板の張り、それから天井、床の断熱と、こういう風に理解しましたけれども、これでよろしいですか、お聞きします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 高島移住定住推進室長。

○移住定住推進室長(高島和浩君) はい、今ご質問いただきました定住促進住宅の改修につき

ましては東町の5号室ということで、今議員からご指摘ありましたとおり、断熱とキッチン等ですね、改修を行いまして、トイレやユニットバスといったもの、既に既存で使えるものにつきましては改修せずにですね、今回断熱の部分とそれから室内の傷んだところの改修ということになってます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、6番中村です。冬の温かい住宅はですね、定住しようというその意思決定に大きく、大きく関わっていると思います。今回はですね、壁の断熱工事が断熱材の工事が含まれていないんですね、それから外にはガルバリウム鋼板を張ると、これは見栄えを良くする、それから風が入ってこないということでは効果があるんでしょう。しかし、このガルバリウム鋼板ですけども、逆にですね、鋼板ですから伝熱係数が非常に高いと、逆に熱の放出が大きくなるのではないかと。このようにですね壁の断熱材を入れないということとガルバリウムっていうことで合わせればですね、断熱性能が達成できるのかなという疑問があります。その辺はどのように検討されたんでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 高島室長。

○移住定住推進室長(高島和浩君) はい、断熱につきましては、この2年ほど前にですね、東町の同じ状態の住宅を改修しているという実績がありまして、その辺含めまして役場の建築と打ち合わせの上、今回はサイディング、ガルバリウム工法とそれから床、天井の断熱ということで考えました。特に東町の同じ断熱工法をやった所の住宅の住居者の方からは、特に冬寒くてですね生活できないというようなお話は聞いておりませんので、同じような工事を行うという予定にしております。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、了解しました。それではですね、もう一つお聞きします。6番中村です。水場の改修はですね、特にこれは軽視されがちですけども、やはり今の住宅っていうのは非常に幅があってですね、グレードの高いところからもう30年40年50年60年以上の住宅の方がたくさんいらっしゃいます。そこでですね水場を改修するっていうことはですね、やっぱり満足感、これに非常に影響してくる訳ですね。今回、古屋、トイレですね、これは新たに特に行わないということでしたけども、トイレと風呂場のグレードっていうのは非常に幅がありましてね、トイレだけを考えてもざっと見ても4段階5段階ぐらいあるんですね、構造からして、大きさも色々まちまちです。それから風呂についてもですね、これはご覧のように、ここでは細かいことは言いませんけども非常に幅があると、やっぱり定住促進について

意思決定するにおいて、この水場のグレードっていうのは、1番最高のグレードとしなさいという訳ではないんですけどもね、やはり上から2番目ぐらいのグレードはやはりやって、これはやっぱり長い年月を使う訳ですから十分に減価償却ができると思うんですね、その辺をやはり重要性っていうのは認識してそういうことを検討されたのかどうか、伺います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 高島室長。

○移住定住推進室長(高島和浩君) はい、今回の東町の住宅につきましては、昭和51年に建築されたものという風に確認してはるんですけども、恐らくそれ以降にユニットバスとトイレについては改修がされておまして、建築と一緒に確認したところ、まだ使える状態であるという風に確認しましたし、十分ユニットバスに入れ換えていたりですね、トイレも洋式の新しいものになっておまして、むしろそれを変えた時にですね恐らくキッチンとかですね、その壁紙等を改修していなかったのか、ちょっと非常にユニットバスとトイレに比べると非常に室内が傷んだ状態であるということからですね、今回はユニットバスとトイレはそのまま既存のものを使用しまして、室内とそれからキッチンを主に改修するという内容にしたものです。以上です。

○議長(佐藤晴観議員) 1点お願いがあります。質疑答弁ともに簡潔に願います。

ほかに質疑はありませんか。

(「はい」の声)

13番八木議員。

○13番(八木幹男議員) 13番八木です。2款1項7目、地域振興費、説明欄(3)地域通貨導入事業、こちらにつきまして質問をさせていただきます。こちらにつきましては9月10日の議員協議会、こちらの方で資料を基に説明をいただきましたので、この資料に基づいて質問をさせていただきます。3点、3項目ありまして、まず全体的な面では、やはりこのコンセプトあるいはデザイン、こういったものが大事になってくると思っております。したがってカードの名称、デザイン、キャラクターなどを公募する予定はあるのかどうか。

それから2点目、資料でいきますと7番目になりますが、地域通貨の活用例、こういったこと挙げられております。区分によりまして商店街関係、こちらに関しましては現在の商協のシール、こういったものを使われておりますけれども、この辺のところの整合性はどうかというところでしょうか。

それから行政関係のところでは、ふるさと納税「ふるさとチョイス電子感謝券」、こういったものは使うのはどうかとちょっと疑問が残るので、この辺のところへの回答。

それからこの辺のところでは、健康マイレージポイント、ボランティアポイント、この辺のところを十分に充実させたカードにすべきではないかなというようなことを思っております。

それからこれは議会側の問題なんですけれども、苫小牧市議会では、本会議の傍聴者にポイントを付与すると、こういった事例があります。こういった見解につきましては、総務省の自治行政局、ここの答弁によりますと、傍聴へのポイント付与は地方自治法には抵触しないと、こういった形で進められているんだらうと思いますので、この辺のところに対する対応まで含めてできるのかどうか。

それから8番目の予算、ここのところではチラシのA4、3、600枚、この辺のところ、数がちょっと何の基準の数字かなと、もう少しきっちり多く作って広く広めていく必要があるんじゃないかなと。

それから全町民への配布のポイント、5、000ポイントですけれども、この辺のところもきっちり名目を決めて対応していくべきではないかなと思っております。

最後にはもう一つ、このカードの内容なんですけれども、プリペイド機能、こういったものを単独で切り離して採用できるのかどうか。というのはですね、やはりこの関係人口、町の周辺から来る方にも対応できるカードにもっていけるのかどうか。この中でいけば、農産物の無人販売所でも使えるようにしたいという風なことを思っていますので、この辺のところを含めて答弁をお願いいたします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 今瀧まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(今瀧 毅君) 答弁漏れがありましたら、また改めてご答弁の方させていただきますと思います。まず1点目の公募の関係につきましては、現在のところは10月の広報でですね、名称の募集をさせていただきたいなという風に考えております。あとデザイン等につきましてはですね、写真、イラスト等、内部検討をしたんですけれども、なかなか写真だとカードの内容というか面積に限りがありますので、その写真のインパクトが薄れてしまうということなので、イラスト等デザイン画で対応させていただきたいなと。あと発行までの期限というか時間もありますので、その辺につきましては事務局の方である程度そういったネーミングに基づいたですねデザインを作成していきたいなと、デザインにしていきたいなという風に考えております。

商協のシールにつきましては、商工会ともですね商協とも協議はさせていただいておまして、商協側ではある程度、今後もシールの取り扱いについてもですね、検討していきたいというようなお考えをお持ちですので、これにつきましては町が云々というようなお話はできないんですけれども、商協の考え方に基づいてですね、地域通貨の中でですね、商協が発行するシールの代替の事業が取り組めるのであれば、その中でも取り組んでいければなという風に考えております。

あと、ふるさとチョイスのプレミアム商品券との連動の部分につきましてはですね、まずそ

の活用の例ということですので、これをやるとかやらないというのは今后来年度予算編成に向けて考えていきたいなという風に思っておりますが、いずれにいたしましても、地域通貨の目的としてご説明させていただきましたその通貨を地域内で循環させるという目的の中で、地域内で発行したものを地域内だけで循環させるという考えもありますが、外貨をこの地域通貨の中に取り入れて循環させるというような視点を持った事業を取り組んでいきたいという風な考えを持ってますので、これにつきましては、来年度早々できるかどうか分かりませんが、ここ数年の内にはそういった外貨を取り入れた中での地域内循環というような視点でも事業を取り組んでいきたいなという風に考えております。

あとボランティアポイント、活用例の部分のご質問につきましてはですね、今年度実証実験を踏まえた中でですね、来年度の予算編成を受けて、行政ポイントの部分につきましては、基本的には各課で事業提案をしていただいておりますので、地域通貨事業の中に取り入れていきたいという風に考えておりますので、今のところこの事業を来年度は実施するというようなご答弁の方は避けさせていただきたいなということですので、来年度の事業に当然そういったボランティアポイントだとか、健康マイレージポイントだとか、公共施設の利用ポイントだといったものが、当然来年度の施策事業の中には出てくるのかなという風に思っておりますけれども、それにつきましては各課からの提案を受け付けた中で、予算査定の中で精査して事業化をしていきたいなという風に考えております。

今の議会のポイントにつきましてもですね、合わせて予算編成の中で、議会側の提案になるのかなという風な気もしておりますけれども、そういった予算編成の中で議会ポイントの部分についても検討していきたいという風に思っております。

あとチラシの枚数ですね、予算の積算根拠につきましては、基本的にはこれまで取り組んできたの紙のクーポン券だとかプレミアム商品券の、そういったポスター、チラシの印刷枚数を基にですね、予算の方は計上させていただいておりますので、その辺の数量的につきましても不足がある部分については、またある程度この予算の中でですね、工夫しながら枚数を増やすなり違った形で工夫するなりというようなことを検討してまいりたいという風に考えております。

最後になりますけれども、町民に5,000ポイントを配布して、そのポイントを地域内に循環させるというお話なんですが、そのポイントを使用できる店舗につきましては今後、事業者説明会意見交換会を経てですね、加盟店登録を行っていただきたいという風に考えておりますけれども、大型店、あと小規模店等の取り扱い、様々な部分で整理していかなきゃならない部分につきましてはですね、商工会を含めた中でですね、共同で実施主体で取り組んでいくことになっておりますので、関係機関と打ち合わせをした中で取り扱いの方、詳細決定させていただきたいという風に思っております。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 13番八木議員。

○13番(八木幹男議員) あとここですなやっぱりあのデザインっていうところにちょっとこだわりたいと思うんですね。やはりこの町民の方々がわくわく感を持って使えるといたしますか、その辺のところやはりこの色んなところでやはりデザインっていうのは非常に重要な意味を持ってくるという風に考えておりますので、この辺のところやはりこの最近ちょっと行き来なくなりましたけれども札幌市立大にはデザイン学部もあるということで、こういったところの公募っていう形が良いのか、こういった形でやはりデザインというのはこだわってほしいなというようなことを思っています。

それから、全町民への配布ポイント、こちらの方につきましても今やり方についてはご説明いただきましたけれども、この名目をきちんとコロナウイルス対応のものであるとか、きちんと名目をきちんと定めてやっていくべきではないかなと思っておりますので、この2点につきまして再度質問させていただきます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 今瀧課長。

○まちづくり推進課長(今瀧 毅君) デザインの部分につきましては、やはり町民が愛着を持って活用していただけるのが大事な、議員おっしゃるとおりポイントになるのかなという風に思いますので、その部分につきましては可能な限り公募が良いのか、専門家をお願いしてデザインを考えてもらう方が良いのか、その辺につきましては事務局内部でも検討した中でですね、町民が親しみやすいというか愛着を持って活用できるようなデザインの作成について検討させていただきたいなという風に思っております。

あと、5,000ポイントの地域通貨の実証実験のテーマといたしますか、町民へのアピールの部分につきましては、実施を12月上旬に、今のところ予定させていただいております、その前段ではPRも兼ねて町民の方にご説明させていただきたいなという風に思いますが、今回につきましてはあくまで、来年度の本格実施に向けた実証実験ということなので、ポイントを地域内で流通させる中で、使い勝手の良さ悪さ、あとこの事業がどういったことで発展的に今後、地域内で活用されていくのかといったものを検証していきたいなという風に考えておりますので、ある程度商工会からの要望で、年末ですか、キャンペーン的なものも企画したいといった部分で、これを12月にぶつけたという経過はあるんですが、そういったところのPRも含めてですね、町民に分かりやすい中で事業の実施をしていきたいなという風に考えております。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 13番八木議員。

○13番（八木幹男議員） やはり今回、一部トライアルという面も十分理解をしております。それで将来展望も含めてご検討をしていくべきだなと感じておりますので、その辺のところもきっちりと担保しながら推進していただきたいなと思っております。以上です。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 今瀧課長。

○まちづくり推進課長（今瀧 毅君） はい、今議員のご質問にあったとおりですね、やはりこの事業は地域内で通貨を循環させるというものもあるんですけども、やはりその行政ポイントというのが肝になるのかなという風に考えてます。それをやる事によってやっぱり人と活動を繋ぐというような事業が行われて、それによって人と人が繋がれるといったことで、その地域のコミュニティが醸成されることによってまちづくりが推進されるといった側面が、担当する私としては大きな目的にあるのかなという風に思ってますので、そういったことを念頭に置きながら事業を推進していきたいなという風に考えております。よろしくをお願いします。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑はありませんか。

（「はい」の声）

10番野村議員。

○10番（野村祐司議員） 2款1項13目、諸費の中の1、みんなで歩むまちづくりの（1）地域情報通信基盤管理運営事業についてお伺いいたします。説明の中で、これはケーブル切断というようなことで説明をいただきました。これは自然災害によるものか、あるいは事故原因によるものかについて、まずお伺いをさせていただきます。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 小杉総務課長。

○総務課長（小杉昌敏君） 光ケーブルの部分につきましては、実際通信ができない状態になっているということで、それについて切断等が考えられるという部分での修繕と考えているところでございますけれども、それが自然災害で切断されたのか、それ以外の何らかの原因があるのか、その辺りについては修繕状況を見た中で確認していきたいという風に考えております。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 10番野村議員。

○10番（野村祐司議員） 切断の原因って色んな要因があると思うんですけど、例えばその自然発生、原因が分からない部分はもうどうしようもありませんけど、明らかに切断した者がいるという場合については、これ補償を求めるといようなことはあるんでしょうか。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 小杉課長。

○総務課長（小杉昌敏君） 何らかの原因で第三者の故意によって切断されたという状況では、

現在の段階のところはないということで、多分、強風等の影響により遮断されている部分が強いのかなという風に考えております。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 10番野村議員。

○10番(野村祐司議員) 分かりました。最後になりますけど、この部分については例えば保険だとか、そういうような費用補填っていうのはあるのかどうか、その辺をお伺いします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 小杉課長。

○総務課長(小杉昌敏君) 一応保険の方ですね、適用になるか十分検討させていただきまして、該当になるようであれば、それらの諸手続を進めたいという風に考えてございます。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありませんか。

(「はい」の声)

9番高田議員。

○9番(高田紀子議員) 2款1項7目の同じく(3)地域通貨導入事業についてご質問させていただきます。今回の予算については実証実験ということで、その実証実験の目的とするところはどのようなことか、流通だとは思いますが、この地域通貨については利用者である町民、そしてまた商店及び事業者の方たちのこの地域通貨について、しっかりと理解をしてもらうことが一番重要だと思います。その中で、このスケジュールでいきますと12月の上旬には全町民に対してカードを配布するというお話だったんですけども、この期間の中で、まず、計画として登録店が150店の件数で商店及び事業者から登録をいただくような計画が立っているんですけども、商店事業者の方たちには2回ほど、この説明会が行われているようですが、その辺で理解度がどれだけあったのか、計画とする150店確保できるのか、その辺は町としてどのように見ていらっしゃるのでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 今瀧まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(今瀧毅君) 事業実施に当たってですね加盟店と申しますか、その事業者さんへの理解という部分につきましては、10月上旬に本日補正予算をお認めていただければ、10月上旬に事業者向けの説明会並びに意見交換会を開催したいなと思っております。それで意見交換会の中で様々な意見が出されるのかなという風に思っておりますので、その意見を踏まえた中で12月の本格というか実証実験に向けたですね、また更なる検討を進めていきたいなという風に考えております。また合わせてですね、その際に加盟を希望する方への申込書の配布等々の説明も行いたいなという風に思っておりますので、ある程度10月中には加盟店の方は固まってくるのかなという風に思っております。ですので11月中から末にかけて、事業をスタ

一トする前にですね、改めてまた説明会の方はしたいなという風に思っていますので、そういった経過の中で事業者に対する事業のご理解、加盟に向けての取り組みというものを進めていきたいなという風に考えております。あと、基本的には加盟店の募集につきましては、商工会の会員になられている方並びに現在クーポン券の取り扱いになっているところにご連絡とか周知の方をさせていただきたいなという風に考えておりますので、その中から10月中でなければですね、加盟店の部分につきましては何店舗ということはまだ分からない部分はあるんですけども、そういった中で地域通貨を実証実験するに当たって、ある程度、必要な店舗数の確保と本当にこの事業に賛同していただける加盟店と共にですね、この事業については実施していきたいと、今年度については実施していきたいという風に考えているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 9番高田議員。

○9番(高田紀子議員) 今回コロナ禍によりまして、地域クーポン券とかそれから色々発行されてますので、商店さんたちにもそれだけ色々なカード決済やらなんやらと、それぞれに清算業務が増えている中で、今回、地域通貨事業が行われるってということで、商店さんや事業者さんたちも混乱するところがあるお話も聞いてますので、その中で、この3カ月間の期間の中で実証実験までもっていくっていうのが、すごいなかなか難しいのではないかなという風に感じているところがありますので、その辺はやはり町民が利用する場所が無ければ何の意味もないので、その辺、町の方からもしっかりと説明をして理解を、今後続けていくのであれば、今しっかりと皆さんに理解をしてもらって、参加してもらってということをやっていかなければいけないと思います。そしてまた、町民の方たち、高齢者の方なんですけれども、その方たちの利用するその仕方っていうか、方法についての推進ですね、推進についてはどのようなお考えでいらっしゃるのかお聞かせください。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 今瀧課長。

○まちづくり推進課長(今瀧 毅君) 紙のクーポン券が数種類先行して現在発行されております。ですので基本的なその仕組みとしてはちょっと違うのかなという風には思っておりますが、やはり町民の中では色々どの券をここで使ったら良いのかとか、ここでこういった小さいカードを使って良いのかっていうのは当然、混乱はあるかと思っております。あと様々な運用の中でですね様々な課題っていうのが見えてくるとは思うんですけども、ある程度12月までの間にですね、そういったリスクだとか課題だとかっていったものを洗い出した中で、12月につきましては町民に混乱の少ない形でですね、事業が実施できるようにですね、きっちりとした検討、精査をしていきたいなという風に考えております。合わせてですね、高齢者の方へ

の対応につきましては、基本的にはデジタル地域通貨ということで、スマートフォンを使った中での決済サービスというような形にはなるんですけども、同時にそのカードを使ってカードに印字されたQRコードでも決済ができるというようなことですので、スマートフォンをお持ちでない高齢者の方についてもですね、配布したカードで決済できるというような仕組みになっておりますので、そういったところを、またさらに高齢者の方にも分かりやすいように、当然、説明書だとかっていった部分も作っていかなくちゃならないのかなという風に考えておりますけども、そういった高齢者の方にも混乱のないような形で出来るように進めたいと思っておりますけども、何分その辺につきましては、時間のかかることでもあるのかなという風には考えております。しかしやはり、こういった中で進めさせていただいてすぐにですね、軌道に乗り出した中でまちづくりを進めていきたいという思いもありますので、その辺につきましては町民にもご協力を願うように啓発努めていきたいなという風に考えております。以上です。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の14頁から17頁まで。第3款民生費及び第4款衛生費について質疑を許します。

（「はい」の声）

6番中村議員。

○6番（中村俱和議員） 6番中村です。15頁の3款1項3目、栄町センター改修事業についてお尋ねします。442万7,000円、これは障害者支援施設としてですね、この前伺いましたけども、外壁の塗装であると伺いましたけども、現在東側の外壁はこれは、ここにコファクトリーがスタートする時点では、これは未塗装、塗装してなかったんですね。今回は未塗装部分だけなのか、または全面的に塗装し直すのか伺います。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 今野保健福祉課長。

○保健福祉課長（今野聖貴君） 今回の外壁塗装につきましては、全面の塗装ということで予算計上してございます。以上です。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 6番中村議員。

○6番（中村俱和議員） はい、中村です。その場合ですね、彩度、色度、これは現在の色と全面的に変わるのかどうか気になるんですけども、変わるにしても変わらないにしてもですね、これやはり美瑛の美しい景観を守り育てる条例、これが平成27年に施行された訳ですけども、こういうことに則ってですね模範的な塗装をしてもらいたいと思っておりますけども、その辺は

検討されたのでしょうか、伺います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 今野課長。

○保健福祉課長(今野聖貴君) 一部サイディングと前の道路側の部分あるんですけども、あの部分は今回の塗装としては考えてませんので、その部分も含めた中で、調和するような色の配色で塗装したいという風には考えてございます。以上です。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の18頁から21頁まで。第7款商工費から第9款消防費までについて質疑を許します。

(「はい」の声)

6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) 6番中村です。19頁の7款1項2目、観光費、美瑛の観光応援事業、第2弾ですね、伺いました。宿泊びえい割、これは3,000万円と、前は3,000円の1万枚ですから、今回も同じだと。一つですね、宿泊費用を支払う場合、割引券で支払う場合、前は署名が必要だったんですね、これは町民から不満を買いました。今回はですね署名はいらないと考えてよろしいのでしょうか、伺います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 栗原商工観光交流課長。

○商工観光交流課長(栗原行可君) 今回は第2弾ということで、びえい割を実施してます。内容につきましては前回同様、署名がいるという内容です。以上です。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の22頁から25頁まで。第10款教育費及び第12款諸支出金について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の6頁から9頁まで。歳入全款について質疑を許します。

(「はい」の声)

11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 11番青田です。14款2項1目、総務管理費補助金、説明欄3番

目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、3億1,301万6,000円ですが、先ほど担当課の方とあと町長の方から4億622万7,000円が上限ということで、それで交付になってると、そういうようなことで伺いました。それでこちらの方は上限ということだったんですけれども、この後というのは交付がまずないのか、伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 小杉総務課長。

○総務課長(小杉昌敏君) 今現在ですね、第2次分の上限額が示されたという状況でございます。今後第3次分としまして国の補助事業に基づく部分が示されるような予定になっておりまして、本町におきましては、該当部分でいきますと教育費の中で、学校の新型コロナウイルス感染症対策として、学校1校当たり200万円を支出しておりますので、その部分の補助裏部分が配分になるというような予定でございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 答弁いただきました。それで、例えば今回国庫支出ということで、上水道下水道等にですね補填というような形で一般会計からの繰り出しでございますけれども、こちらの原資になってるのは、この中に交付金があるのかというのが一つと、それとあと町立病院の、例えば新型コロナウイルス感染症の影響に伴っての患者の減少に伴って、利用者減で売り上げが落ちました、診療報酬が落ちました、その分についても国の方で認めているかと思うんですけれども、そちらの方のそういう交付金の活用の方が検討しているのかどうか伺います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 小杉課長。

○総務課長(小杉昌敏君) 今回、臨時交付金の事業計画の中に含めております事業としては、全部で23の事業を入れておりまして、その中に上水道、下水道、泉源使用料、それぞれ使用料のコロナウイルスの影響による減収分という部分の一般会計からの補填部分、繰出金として支出する部分につきまして計画の中に記述させていただいております。ただその23の事業の中で事業費ベースでいくと大体5億4,000万円ほどになる訳ですけれども、その部分についてまだ現段階では支出の確定している訳でもないということで、今後不用額等も出る発生の見込みもあるものですから、ある程度事業費として多めに計画に計上させていただいているということで、また、これから計画の見直し等も今後予想されますけれども、一応そういうような形で全23事業につきまして、総額で5億4,000万円ほど計画に計上させていただいているというような状況でございます。

(「はい」の声)

○議長（佐藤晴観議員） 11番青田議員。

○11番（青田知史議員） 最後になりますけれども、今回の交付金事業としても本当に幅広く多岐にわたっての事業があると思います。それと、例えば医療従事者であるとか介護従事者に対するのそういう慰労金というのが国の方からも出るようになってまして、まだ町においては手続をされていないようなんですけれども、例えばそのやはり町立病院での感染予防で矢面に立っている窓口の方もそうだし、例えば清掃の方もそうだし夜警の方もそうですけど、そういう方たちに対するの慰労金っていうのは国の方から出るという風に示されておりますので、その辺りのところ、例えば包括支援センターもそうです、相談支援事業所、障害者の方もそうですけれども、やはりそういうのを有効に活用してですね、幅広くそういうコロナ対策に充てていただければと考えておりますが、どうでしょうか。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 小杉課長。

○総務課長（小杉昌敏君） 先ほど1点、病院の収益の落ちた部分については、その部分については臨時交付金の中にはみてごさいません。対象事業としてみてごさいません。それで今の慰労金の関係ですけれども、一応町立病院、それと福祉分野の事業所関係ということで保健福祉課、それぞれ国の方から連絡が来て対象を出して申請手続をされているという風に聞いております。その部分については、該当になる対象者の分の慰労金については、既に手続をされているというような状況でございます。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の2頁から5頁まで。令和2年度美瑛町一般会計補正予算（第6号）の条文並びに第1表歳入歳出予算補正及び第2表地方債補正について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第2号についての質疑を終わります。

次に、議案第3号について質疑を行います。議案集の26頁から31頁まで。令和2年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）の条文並びに第1表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款について質疑を許します。

（「はい」の声）

6番中村議員。

○6番（中村俱和議員） はい、6番中村です。1款1項1目ですね、一般管理費、老人保健施設多床室個室化改修事業について伺います。500万円が計上されておりますけれども、この4人部屋を1人部屋に仕切るということをお聞きしました。この目的ですけれども、この目的は

ですね感染予防なのか、またはプライバシーを保護するためなのか、どちらの目的なんでしょうか、伺います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 今野保健福祉課長。

○保健福祉課長(今野聖貴君) 4人部屋を4つの個室にする工事になってます。あくまでもクラスターに備えての個室化ということです。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) そうしますとね、これは各部屋にドアがきちっと付くものと思いますけども、空調なんですね問題は。この空調がですね4つの部屋、完全に独立しているのかどうか。我々はある程度日常生活でそういうことを意識しませんけども、あの施設全体がですね一つの空調になってると思うんですけども、今回仕切ってしまうとクラスターを防止するとなれば、空調はもちろん独立しなければならないと思いますけども、その辺はどのようにしてるんでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 今野課長。

○保健福祉課長(今野聖貴君) 当然、個室化になりますので、各個室個別の換気設備も整備する予定となっております。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、6番中村です。空調がですね独立になっていると言ってもですね、空気の流れなんですね、外から空気を取り入れて、それを暖房あたたためて、また独立して外に流すと、これは完全な独立ですね。それからもう一つの方法は、吸入は共通的に施設の方から吸入して独立して外に出すと、個々に、そういう施設なんでしょうか、そういう設計なんでしょうか、伺います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 今野課長。

○保健福祉課長(今野聖貴君) 暖房については、部屋全体が暖かくなるような暖房になってますので、あくまでも換気ということで、換気の部分を独立して外に流すという、そういうような工事で考えてございます。以上です。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、これで議案第3号についての質疑を終わります。

次に、議案第4号について質疑を行います。議案集の32頁から37頁まで。令和2年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算（第1号）の条文並びに第1表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第4号についての質疑を終わります。

次に、議案第5号について質疑を行います。議案集の38頁から41頁まで。令和2年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算（第1号）の条文並びに第1表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入全款について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第5号についての質疑を終わります。

次に、議案第6号について質疑を行います。議案集の42頁から47頁まで。令和2年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の条文並びに第1表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款について質疑を許します。

（「はい」の声）

6番中村議員。

○6番（中村俱和議員） 6番中村です。47頁、1款1項2目、終末処理場管理費について伺います。これ整備費600万円が計上されました。この原因はですね、曝気ローターギアの損傷であると、入れ換えであるとお聞きしました。曝気ローターのモーターを減速するギアですね、ギアが損傷した原因について伺いましたけれども、これは過負荷だと、そういう風に伺いました。しかしですね、過負荷ということになれば、事前に過電流が流れてモーターは自動的に遮断されるんですね電流は、だから中々ギアが損傷したと言ってもですね、そんなことは普通は起こらないんです。どのような原因だったんでしょうか、改めてお伺いします。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 長野水道整備室長。

○水道整備室長（長野克哉君） 5月13日に発生しました落雷によりまして、こちらの下水処理場の汚水を微生物で浄化するプールがあるんですけども、そちらの方に設置されているローター、その回転部分ですね、これが二つございましたが、5月13日の雷被害で一つが動かなくなっている状況でございます。被災の後、そちらは停止した形で、もう一つの雷の被災を受けなかったローター機器で回転をそのまままして、これで回転をして水を混ぜて、空気を微生物のプール中に送り続けるという作業になります。この酸素がないと微生物が汚水を分解してくれないということなんですけど、こちらの方が通常二つのローターで回しているところだったんですけど、一つが雷の被害で止まったことによって、過負荷ということなんですけど、要は本来は二つで回転をかけているところを一つで行っていましたので、その部分で感電してい

うことではないんですが、継続してこちら片方だけの運転ということになりましたので、その部分で水をかき混ぜる作業について負荷が余計にかかったことが恐らく原因ではないかという推測はしてるんですが、そちらの部分でギア等の部分に損傷が総じて回転しなくなってしまうという状況でございます。こちらの方を取り換えないとこの汚水処理がちょっと継続できないということで、今仮応急の形で動かしているんですが、こちらの交換が必要になるという状況でございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、そのことはですね、先日、そのように伺って私も認識しております。しかしですね二つの機械のうち一つを止めて一つに負荷をかけるということはですね、設計上もともと制御盤の設計上、サーマルスイッチが付いてる訳ですから、やっぱりそれはサーマルを取替えない限り、または設定を変えない限りできない訳ですね。過負荷になるということはモーターにもかかる訳です。ですからモーターは自動的に停止する訳です。ですから一番考えやすいのはですね、考えられるのはグリスの充填、これがきっちり充填の管理がされていたのか、そして建設水道課の皆さんはそこの管理をきっちりチェックしていたのか、そのことが問題になるのではないかなと私は思います。どのようなチェックをしていたんでしょうか、伺います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 長野室長。

○水道整備室長(長野克哉君) はい、維持管理につきましては、定期的な定められたマニュアルに沿って必要な維持管理をしております。あとグリス等不足があれば、その部分も当然補充するという形で必要な維持管理はやっていたところでございます。過電流というような形で負荷がかかったということではなくて、モーターもそのまま正常に動いておりますので、そのローターが回転することによって水が流れるような形になるんですけれども、流れながら空気を送るんですが、当然同じ水を2台で動かしてたのを1台で同じ水流を動かさなければいけないので、その部分で重量的な負荷がかかったのではないかなと。これはあくまで推測なんですけれども、現状で1台で動かしていたことが5月13日以降、そういう状況でしたので、恐らくこれがこのギアの損傷に繋がったのではないかなという推測ではあるんですが、一応そのような状況でございます。維持管理については適正に行ってきております。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) 6番中村です。これは減速機っていうのはですね、色んな機械の中に使われてる訳ですね、車であっても減速機はあちこちにいくつかあります。最も重要なのがグ

リスの補給なんですね。エンジンはちゃんと動いてるけどもギアがいかれて壊れてしまったっていうのは、やっぱりあり得ることです。ですからね、これを原因は推測だとおっしゃいますけどもね、これからやはりあちこちの機械も全部共通ですからね、これやはりしっかりやっていかなければならないと思いますけども、やっぱり管理のチェックだと思うんですね、どのような認識でしょうか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 長野室長。

○水道整備室長(長野克哉君) はい、ご指摘のとおりメンテナンスについては十分慎重にいたしますか、必要なものをやっていかないとはですね、今回、状況として2台のうちの1台壊れていて、これが止まると汚水処理ができないという状況になりますので、今後そういうことが発生しないようにですね、日常の維持管理について、再度、徹底をしていきたいなという風に考えております。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第6号について質疑を終わります。

次に、議案第7号について質疑を行います。議案集の48頁及び49頁。令和2年度美瑛町水道事業会計補正予算(第3号)の条文及び補正予算説明全般について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第7号について質疑を終わります。

次に、議案第8号について質疑を行います。議案集の50頁及び51頁。令和2年度美瑛町立病院事業会計補正予算(第2号)の条文及び補正予算説明全般について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第8号についての質疑を終わります。

これで7案件についての質疑を終わります。

これから討論を行います。はじめに、議案第2号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第2号についての討論を終わります。

次に、議案第3号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第3号についての討論を終わります。

次に、議案第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第4号についての討論を終わります。

次に、議案第5号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第5号についての討論を終わります。

次に、議案第6号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第6号についての討論を終わります。

次に、議案第7号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第7号についての討論を終わります。

次に、議案第8号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第8号についての討論を終わります。

これから日程第3、議案第2号の件を採決します。議案第2号、令和2年度美瑛町一般会計補正予算(第6号)についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第2号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第3号の件を採決します。議案第3号、令和2年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算(第2号)についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第3号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第4号の件を採決します。議案第4号、令和2年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算(第1号)についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第4号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第5号の件を採決します。議案第5号、令和2年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算(第1号)についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第5号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第6号の件を採決します。議案第6号、令和2年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙

手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第6号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第7号の件を採決します。議案第7号、令和2年度美瑛町水道事業会計補正予算(第3号)についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第7号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第8号の件を採決します。議案第8号、令和2年度美瑛町立病院事業会計補正予算(第2号)についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第8号の件は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第9号 教育委員会委員の任命について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第10、議案第9号、教育委員会委員の任命について同意を求め
る件を議題とします。本件について提出者の説明を求めます。

(「はい」の声)

角和町長。

(町長 角和 浩幸君 登壇)

○町長(角和浩幸君) 議案第9号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。まず、議
案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

打本氏におかれましては、住所、生年月日は今申し述べたとおりでございます。平成28年
10月から教育委員会委員として務められ、現在1期目でございます。9月30日で任期満了
となりますので、打本氏の教育委員会委員の再任につきまして、議会の同意をお願いするもの
でございます。委員の任期は4年間でございます。

以上で、議案第9号の提案理由の説明を終了させていただきます。よろしくご審議のほど、
お願い申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

おはかりします。次は討論であります。省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第10、議案第9号の件を採決します。議案第9号、教育委員会委員の任命についての件を、同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第9号の件は同意することに決定しました。

日程第11 議案第10号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

日程第12 議案第11号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

日程第13 議案第12号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第11、議案第10号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についての件、日程第12、議案第11号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての件及び日程第13、議案第12号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件を一括議題とします。これから各議案について提案理由の説明を求めます。はじめに、議案第10号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

小杉総務課長。

(総務課長 小杉 昌敏君 登壇)

○総務課長(小杉昌敏君) 議案第10号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は53頁、改正に伴う新旧対照表は別冊の資料6頁、7頁になります。今回の規約の変更は、北海道市町村総合事務組合の構成団体のうち、札幌広域圏組合、山越郡衛生処理組合、奈井江、浦臼町学校給食組合の解散に伴う脱退により、組合規約の別表第1及び別表第2の変更を要するため、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

なお、資料の新旧対照表の説明は省略をさせていただきます。

以上で、議案第10号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) 次に、議案第11号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

小杉総務課長。

(総務課長 小杉 昌敏君 登壇)

○総務課長（小杉昌敏君） 議案第11号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は54頁、改正に伴う新旧対照表は別冊の資料8頁になります。今回の規約の変更は、北海道市町村職員退職手当組合の構成団体のうち、山越郡衛生処理組合、奈井江、浦臼町学校給食組合の解散に伴う脱退により、組合規約の別表の変更を要するため、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

なお、資料の新旧対照表の説明は省略をさせていただきます。

以上で、議案第11号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、議案第12号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

小杉総務課長。

○総務課長（小杉昌敏君） 議案第12号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は55頁、改正に伴う新旧対照表は別冊の資料9頁になります。今回の規約の変更は、北海道市町村議会議員公務災害補償等組合の構成団体のうち、山越郡衛生処理組合、奈井江、浦臼町学校給食組合、札幌広域圏組合の解散に伴う脱退により、組合規約の別表第1の変更を要するため、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

なお、資料の新旧対照表の説明は省略をさせていただきます。

以上で、議案第12号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これで、3案件についての提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。はじめに、3案件に関連する事項について総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで3案件に関連する事項についての総括質疑を終わります。

次に、議案第10号について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第10号についての質疑を終わります。

次に、議案第11号について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第11号についての質疑を終わります。

次に、議案第12号について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第12号についての質疑を終わります。

これで3案件についての質疑を終わります。

これから討論を行います。

おはかりします。3案件の討論は一括行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、3案件の討論は一括行うことに決定しました。

それでは、3案件について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第11、議案第10号の件を採決します。議案第10号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第10号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第11号の件を採決します。議案第11号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第11号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第12号の件を採決します。議案第12号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第12号の件は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第13号 指定管理者の指定について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第14、議案第13号、指定管理者の指定についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

今野保健福祉課長。

(保健福祉課長 今野 聖貴君 登壇)

○保健福祉課長(今野聖貴君) 議案第13号、指定管理者の指定についての提案理由のご説明を申し上げます。議案集は56頁になります。この度の指定管理者に管理を行わせる公の施設については、栄町3丁目に設置している美瑛町障害者福祉サービス事業所栄町センターです。

過日、指定管理者の公募を行い、選定委員会を経て指定管理者となる候補者が決まりましたので、議会の議決を求めるものです。なお、指定の期間につきましては、新たな指定管理の開始となることから他の施設の整合性を図り、令和2年10月1日から令和4年3月31日までの約2年間で指定の期間としております。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第14、議案第13号の件を採決します。議案第13号、指定管理者の指定についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第13号の件は原案のとおり可決されました。

午後1時まで休憩します。

休憩宣告(午前11時57分)

再開宣告(午後1時00分)

-
- | | | |
|-------|-------|-----------------------------------|
| 日程第15 | 認定第1号 | 令和元年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第16 | 認定第2号 | 令和元年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第17 | 認定第3号 | 令和元年度美瑛町農業研修施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第18 | 認定第4号 | 令和元年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第19 | 認定第5号 | 令和元年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第20 | 認定第6号 | 令和元年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第21 | 認定第7号 | 令和元年度美瑛町水道事業会計決算の認定について |

○議長（佐藤晴観議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第 1 5、認定第 1 号、令和元年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第 1 6、認定第 2 号、令和元年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第 1 7、認定第 3 号、令和元年度美瑛町農業研修施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第 1 8、認定第 4 号、令和元年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第 1 9、認定第 5 号、令和元年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第 2 0、認定第 6 号、令和元年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第 2 1、認定第 7 号、令和元年度美瑛町水道事業会計決算の認定についての件及び日程第 2 2、認定第 8 号、令和元年度美瑛町立病院事業会計決算の認定についての件を一括議題とします。これから各議案の提案理由の説明を求めます。はじめに、認定第 1 号について、提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

小杉総務課長。

（総務課長 小杉 昌敏君 登壇）

○総務課長（小杉昌敏君） 認定第 1 号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は 5 7 頁になります。令和元年度の美瑛町一般会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものです。最初に議案を朗読し、その後、別冊の令和元年度美瑛町各会計決算書及び令和元年度美瑛町各会計決算に係る行政報告書により、説明をさせていただきます。それでは議案集の 5 7 頁をお開き願います。

（議案の朗読を省略する）

それでは、別冊の令和元年度美瑛町各会計決算書により、ご説明をいたします。歳入歳出決算書の歳入歳出それぞれ合計額のみ申し上げます。決算書の 3 頁、4 頁をお開き願います。歳入からになります。歳入合計、予算現額 1 1 6 億 5, 7 0 7 万 9, 0 0 0 円、調定額 1 1 4 億 9, 1 3 8 万 5, 9 1 2 円、収入済額 1 1 4 億 6, 7 2 3 万 5, 3 7 4 円、不納欠損額 3 5 万 1, 9 4 1 円、収入未済額 2, 3 7 9 万 8, 5 9 7 円、予算現額と収入済額との比較 1 億 8, 9 8 4 万 3, 6 2 6 円の減。

次に、歳出についてご説明いたします。歳出につきましても、合計額のみ申し上げます。決算書の 7 頁、8 頁をお開き願います。歳出合計、予算現額 1 1 6 億 5, 7 0 7 万 9, 0 0 0 円、支出済額 1 1 2 億 3, 0 2 8 万 1, 7 5 2 円、翌年度繰越額 2 億 8 2 0 万 8, 0 0 0 円、不用額 2 億 1, 8 5 8 万 9, 2 4 8 円、予算現額と支出済額との比較 4 億 2, 6 7 9 万 7, 2 4 8 円、歳入歳出差引残額 2 億 3, 6 9 5 万 3, 6 2 2 円。

9頁以降の歳入歳出決算事項別明細書から163頁の充用内訳までの説明を省略させていただきます。決算書164頁になります。実質収支に関する調書になります。実質収支に関する調書は区分、金額の順に読み上げてまいります。令和元年度一般会計実質収支に関する調書、1、歳入総額114億6,723万5,374円。2、歳出総額112億3,028万1,752円。3、歳入歳出差引額2億3,695万3,622円。4、翌年度へ繰り越すべき財源、(1)継続費通次繰越額0円、(2)繰越明許費繰越額749万3,000円、(3)事故繰越し繰越額0円、計749万3,000円。5、実質収支額2億2,946万622円。6、実質収支額のうち地方自治法233条の2の規定による基金繰入額0円。次頁以降の財産に関する調書につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、別冊の令和元年度美瑛町各会計決算に係る行政報告書により説明いたします。決算に係る行政報告書の1頁をお開き願います。令和元年度美瑛町一般会計決算に係る行政報告、地方自治法第233条第5項の規定により、令和元年度における主要な施策とその成果について報告します。以下、1の総括を抜粋の上、朗読し、説明に代えさせていただきます。

(決算に係る行政報告書の朗読を省略する)

以上で、認定第1号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) 次に、認定第2号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

今野保健福祉課長。

(保健福祉課長 今野 聖貴君 登壇)

○保健福祉課長(今野聖貴君) 認定第2号につきましてご説明を申し上げます。議案集の58頁をお開き願います。認定第2号につきましては、令和元年度的美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするものです。はじめに議案条文を朗読させていただき、その後、決算書と決算に係る行政報告書により説明させていただきます。

(議案の朗読を省略する)

次に、別冊の美瑛町各会計決算書の172、173頁をお開き願います。歳入歳出決算の歳入歳出ともに合計額のみ申し上げます。歳入、歳入合計、予算現額9,819万3,000円、調定額9,824万570円、収入済額9,824万570円、不納決算額0円、収入未済額0円、予算現額と収入済額との比較4万7,570円。

歳出、歳出合計、予算現計9,819万3,000円、支出済額9,819万1,050円、翌年度繰越額0円、不用額1,950円、予算現額と支出済額との比較1,950円、歳入歳出差引残額4万9,520円。以下、事項別明細書については省略させていただきます。

次に178頁をお開き願います。実質収支に関する調書です。各項目とも区分、金額の順に申し上げます。1、歳入総額9,824万570円。2、歳出総額9,819万1,050円。

3、歳入歳出差引額4万9,520円。4、翌年度へ繰り越すべき財源0円。5、実質収支額4万9,520円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額0円。下記の財産に関する調書については省略させていただきます。

次に、別冊の決算に係る行政報告書の69頁をお開き願います。69頁になります。朗読をもちまして、説明とさせていただきます。

(決算に係る行政報告書の朗読を省略する)

以上で、認定第2号の説明を終わります。よろしくお申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) 次に、認定第3号について、提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

吉川農林課長。

(農林課長 吉川 智巳君 登壇)

○農林課長(吉川智巳君) 認定第3号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は59頁になります。令和元年度美瑛町農業研修施設事業、農業技術研修センターみのり及び農業担い手研修センター美進、2施設の特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするものであります。それでははじめに議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、別冊の決算書179頁をお開き願います。歳入歳出決算書につきましては、合計欄のみ申し上げます。歳入、予算現額2,619万5,000円、調定額2,611万4,386円、収入済額2,611万4,386円、収入未済額0円、予算現額と収入済額との比較8万614円の減。

歳出です。予算現額2,619万5,000円、支出済額2,611万4,386円、不用額8万614円、予算現額と支出減額との比較8万614円。歳入歳出差引残額0円。次頁以降の歳入歳出事項別明細書については省略させていただきます。

次に185頁をお開きください。実質収支に関する調書です。区分、金額の順に申し上げます。1、歳入総額2,611万4,386円。2、歳出総額2,611万4,386円。3、歳入歳出差引額0円。4、翌年度へ繰り越すべき財源0円。5、実質収支額0円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額0円。財産に関する調書は省略いたします。

次に別冊、決算に係る行政報告書70頁をお開きください。朗読をもって説明に代えさせていただきます。

(決算に係る行政報告書の朗読を省略する)

以上で、認定第3号の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長(佐藤晴観議員) 次に、認定第4号について、提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

長野水道整備室長。

(水道整備室長 長野 克哉君 登壇)

○水道整備室長(長野克哉君) 認定第4号の提案理由についてご説明を申し上げます。議案集は60頁をお開き願います。令和元年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。はじめに条文を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、各会計決算書及び決算に係る行政報告書によりご説明を申し上げます。決算書の187頁、188頁をお開きください。歳入歳出決算書でございます。合計欄のみ申し上げます。歳入、予算現額3,236万6,000円、調定額3,235万8,158円、収入済額3,235万8,158円、不納欠損額、収入未済額ともに0円、予算現額と収入済額との比較7,842円の減でございます。

歳出、予算現額3,236万6,000円、支出済額3,235万8,158円、翌年度繰越額0円、不用額7,842円、予算現額と支出済額との比較7,842円の増、歳入歳出差引残額は0円でございます。次頁以降の事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

次に193頁をお開きください。実質収支に関する調書でございます。区分、金額の順に申し上げます。1、歳入総額3,235万8,158円。2、歳出総額3,235万8,158円。3、歳入歳出差引額、4、翌年度へ繰り越すべき財源、5、実質収支額、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額については、いずれも0円でございます。以下の財産に関する調書は説明を省略させていただきます。

次に、別冊の決算に係る行政報告書71頁をお開き願います。朗読をもってご説明とさせていただきます。

(決算に係る行政報告書の朗読を省略する)

以上で、認定第4号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長(佐藤晴観議員) 次に、認定第5号について、提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

長野水道整備室長。

○水道整備室長(長野克哉君) 認定第5号の提案理由についてご説明を申し上げます。議案集の61頁をお開き願います。はじめに条文を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、各会計決算書及び決算に係る行政報告書によりご説明を申し上げます。決算書の

194頁、195頁をお開き願います。歳入歳出決算書でございます。合計欄のみ申し上げます。歳入、予算現額1,685万円、調定額1,687万5,453円、収入済額1,687万5,453円、不納欠損額、収入未済額ともに0円でございます。予算現額と収入済額との比較2万5,453円の増でございます。

歳出、予算現額1,685万円、支出済額1,581万5,079円、翌年度繰越額0円、不用額103万4,921円、予算現額と支出済額との比較は103万4,921円の増でございます。歳入歳出差引残額は106万374円でございます。次頁以降の事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

次に202頁をお開き願います。実質収支に関する調書でございます。区分、金額の順に申し上げます。1、歳入総額1,687万5,453円。2、歳出総額1,581万5,079円。3、歳入歳出差引額106万374円。4、翌年度へ繰り越すべき財源0円。5、実質収支額106万374円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額0円でございます。次頁の財産に関する調書につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、別冊の決算に係る行政報告書の72頁をお開き願います。朗読をもってご説明とさせていただきます。

(決算に係る行政報告書の朗読を省略する)

以上で、認定第5号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、認定第6号について、提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

長野水道整備室長。

○水道整備室長（長野克哉君） 認定第6号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集の62頁をお開き願います。令和元年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。はじめに条文を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、各会計決算書並びに決算に係る行政報告書によりご説明を申し上げます。決算書の204頁、205頁をお開きください。歳入歳出決算書でございます。合計欄のみ申し上げます。歳入、予算現額2億9,431万2,000円、調定額3億224万9,655円、収入済額2億9,576万3,593円、不納欠損額6,648円、収入未済額647万9,414円でございます。予算現額と収入済額との比較は145万1,593円の増でございます。

次の頁をお開き願います。歳出、予算現額2億9,431万2,000円、支出済額2億

8, 920万582円、翌年度繰越額0円、不用額511万1,418円、予算現額と支出済額との比較511万1,418円の増、歳入歳出差引残額は656万3,011円でございます。次頁以降の事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

次に218頁をお開き願います。実質収支に関する調書でございます。区分、金額の順に申し上げます。1、歳入総額2億9,576万3,593円。2、歳出総額2億8,920万582円。3、歳入歳出差引額656万3,011円。4、翌年度へ繰り越すべき財源0円。5、実質収支額656万3,011円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額0円でございます。次の頁の財産に関する調書につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、別冊の決算に係る行政報告書の74頁をお開きください。朗読をもってご説明をさせていただきます。

(決算に係る行政報告書の朗読を省略する)

以上で、認定第6号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長(佐藤晴観議員) 次に、認定第7号について、提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

長野水道整備室長。

○水道整備室長(長野克哉君) 認定第7号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集の63頁をお開きください。令和元年度美瑛町水道事業会計歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。はじめに条文を朗読させていただきます。

(議案の朗読を省略する)

次に、各会計決算書及び決算に係る行政報告書によりご説明を申し上げます。決算書の220頁をお開き願います。美瑛町水道事業会計決算報告書の1、収益的収入及び支出につきまして、水道事業収益欄及び水道事業費用欄のみ申し上げます。収入、第1款水道事業収益、当初予算額3億1,722万1,000円、補正予算額59万円の追加、合計3億1,781万

1,000円、決算額3億1,827万8,936円、予算額に比べ決算額の増減46万7,936円の増。

支出、第1款水道事業費用、当初予算額3億423万8,000円、補正予算額496万8,000円の追加、合計3億920万6,000円、決算額3億404万7,868円、不用額515万8,132円、たな卸資産購入限度額執行に伴う仮払消費税及び地方消費税は8万6,749円であります。

次に221頁をお開きください。2、資本的収入及び支出につきまして、資本的収入の欄及

び資本的支出の欄のみ申し上げます。収入、第1款資本的収入、当初予算額1,452万円、補正予算額759万7,000円の追加、合計2,211万7,000円、決算額2,211万5,734円、予算額に比べ決算額の増減1,266円の減。

支出、第1款資本的支出、当初予算額4,761万1,000円、補正予算額351万3,000円の追加、合計5,112万4,000円、決算額5,095万2,598円、不用額17万1,402円、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,883万6,864円は、当年度消費税資本的収支調整額61万7,515円、過年度分損益勘定留保資金2,821万9,349円で補てんした。以下、財務諸表及び決算附属書類等につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、別冊の決算に係る行政報告書76頁をお開きください。朗読をもってご説明とさせていただきます。

(決算に係る行政報告書の朗読を省略する)

以上で、認定第7号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長(佐藤晴観議員) 次に、認定第8号について、提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

観音町立病院事務局長。

(町立病院事務局長 観音 太郎君 登壇)

○町立病院事務局長(観音太郎君) 認定第8号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。

議案集につきましては64頁になります。認定第8号につきましては、令和元年度美瑛町立病院事業会計決算の認定をお願いするものであります。はじめに議案条文を朗読し、その後、決算書及び決算に係る行政報告書によりご説明申し上げます。

(議案の朗読を省略する)

次に、決算書の242頁をお開き願います。令和元年度美瑛町立病院事業決算報告書でございます。1、収益的収入及び支出につきましては、病院事業収益、病院事業費用の総額のみをご説明申し上げます。はじめに収入です。第1款病院事業収益、当初予算額12億4,957万4,000円、補正予算額4,407万4,000円の減、予算額合計12億550万円、決算額11億7,262万9,541円、予算額に比べ決算額の増減は3,287万459円の減となりました。

次に支出でございますが、第1款病院事業費用、当初予算額12億4,957万4,000円、補正予算額4,407万4,000円の減、予算額合計12億550万円、決算額11億7,462万2,993円、不用額3,087万7,007円でございます。

次に、243頁をお開き願います。資本的支出でございますが、総額のみをご説明申し上げ

ます。支出、第1款資本的支出、予算額1億625万5,000円、決算額1億617万9,698円、不用額7万2,302円でした。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億617万9,698円は、当年度消費税資本的収支調整額7万1,072円、過年度分損益勘定留保資金1億610万8,626円で補てんいたしました。以下、財務諸表、決算附属書類等につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、別冊の決算に係る行政報告書の78頁をお開き願います。朗読をもって報告といたします。

(決算に係る行政報告書の朗読を省略する)

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) 次に、監査委員の審査意見を求めます。

(「はい」の声)

大西代表監査委員。

(代表監査委員 大西 宣充君 登壇)

○代表監査委員(大西宣充君) 監査委員から令和元年度美瑛町一般会計・特別会計・基金運用状況等決算の審査意見及び令和元年度美瑛町公営企業会計決算の審査意見を申し上げます。別紙の意見書をお開き願います。

はじめに、令和元年度美瑛町一般会計・特別会計・基金運用状況等決算審査の意見を申し上げます。1、審査の対象は、第1号、令和元年度美瑛町一般会計歳入歳出決算から第8号、地方自治法施行令第166条第2項の規定による調書であります。2、審査の期間は、令和2年8月3日から8月6日まで4日間実施いたしました。なお、3、審査の会場及び4、審査の方法についてはご覧のとおりとなっております。5、審査の結果については、各会計決算について、内容を慎重に審査した結果、計数は正確であり、証拠書類及び関係諸帳簿も整備されており、適正に処理されていることを認めます。

次に、会計ごとの決算の意見についてです。はじめに、一般会計ですが、頁数は1頁から6頁になります。詳細については、記載のとおりですので省略させていただき、総括意見のみ申し上げます。

総括意見といたしましては、一般会計の決算全般において、介護サービス提供基盤整備事業を活用したグループホーム虹の増築工事や産地パワーアップ事業を活用した地元企業の加工施設整備などを実施するとともに町民サービスの向上や地方創生の取り組みなど積極的に取り組んだことが表れています。

安定的な財政運営に配慮され、各種財政指標の安定も図りながら町政が執行されていますが、今後、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う関連経費の他、減免措置に伴う各種使用料等の減収、経済活動の低迷などによる影響も踏まえ、将来を見据えた中長期的な財政計画のもと、予

算の適正配分を図るなど健全な行財政運営に取り組み、財政構造の弾力性を確保しつつ、町民福祉の向上に寄与されるよう望みます。

次に、7頁から9頁の特別会計ですが、詳細並びに総括意見につきましては、記載のとおりとなっておりますので省略させていただきます。

最後に、10頁をお開き願います。各基金の運用状況についてですが、審査の結果、正確であることを認めます。詳細については、記載のとおりとなっておりますので、省略させていただきます。以上、審査意見を申し上げましたが、意見書で読み上げを省略いたしました所については、後ほどご覧願います。

続きまして、令和元年度美瑛町公営企業会計決算審査の意見を申し上げます。別紙の意見書をお開き願います。1、審査の対象は、令和元年度美瑛町水道事業会計及び令和元年度美瑛町立病院事業会計であります。2、審査の期間は、令和2年7月9日と10日の2日間で実施いたしました。3、審査については、省略いたします。4、審査の結果については、両会計決算について、内容を慎重に審査した結果、計数は正確であり、証拠書類及び関係諸帳簿も整備されており、適正に処理されていることを認めます。

次に、両会計ごとの決算の意見について申し上げます。はじめに美瑛町水道事業会計です。頁数は1頁から4頁になります。詳細については、記載のとおりですので、省略させていただきます、総括意見のみ申し上げます。

総括意見といたしまして、水道事業会計においては、企業の経済性を発揮し、引き続き経費の節減に努力され、ライフラインの根幹となる良質な水の安定供給と効率的な事業運営、住民サービス向上に努められることを望みます。

次に、町立病院事業会計です。頁数は5頁から8頁になります。同じく、詳細については、記載のとおりですので、省略させていただきます、総括意見のみ申し上げます。

総括意見といたしまして、病院事業会計においては、医療情勢が厳しい状況にある中、事業費用の縮減に努めており、経営健全化に向けての努力は認められます。一方で、入院収益については、患者数が大幅に落ち込み、外来収益も患者数の減少に伴い減収が継続していることなどから、病院経営にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大の動向を見据え、社会情勢の変化に応じた運営体制を構築し、引き続き多角的な分析・検討を行い、中長期的な経営を見据えたビジョンを示すとともに、将来にわたって町民の医療ニーズに応えられるよう、病院経営の安定化に努められることを期待します。以上、審査意見を申し上げましたが、意見書で読み上げを省略した所については、後ほどご覧願います。

監査委員からの審査意見については、以上であります。

○議長（佐藤晴観議員） 午後2時15分まで休憩します。

休憩宣告（午後 2時00分）

再開宣告（午後 2時15分）

○議長（佐藤晴観議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これから、総括質疑を行います。はじめに、8案件に関連する事項について総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで8案件に関連する事項についての総括質疑を終わります。

次に、認定第1号について総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで認定第1号についての総括質疑を終わります。

次に、認定第2号について総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで認定第2号についての総括質疑を終わります。

次に、認定第3号について総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで認定第3号についての総括質疑を終わります。

次に、認定第4号について総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで認定第4号についての総括質疑を終わります。

次に、認定第5号について総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで認定第5号についての総括質疑を終わります。

次に、認定第6号について総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで認定第6号についての総括質疑を終わります。

次に、認定第7号について総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで認定第7号についての総括質疑を終わります。

次に、認定第8号について総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで認定第8号についての総括質疑を終わります。

おはかりします。ただいま一括議題となっています、日程第15、認定第1号から日程第22、認定第8号までの8案件の審議については、議長及び監査委員を除く12名の委員で構成する、令和2年度美瑛町議会決算審査特別委員会を設置して、閉会中の付託審査とすること

にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっています、8案件の審議については、議長及び監査委員を除く12名の委員で構成する令和2年度美瑛町議会決算審査特別委員会を設置して、閉会中の付託審査とすることに決定しました。

休憩中に決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選を願います。

暫く休憩します。

休憩宣告(午後 2時18分)

再開宣告(午後 2時31分)

○議長(佐藤晴観議員) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

休憩中に令和2年度美瑛町議会決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果がまいりましたので報告します。

決算審査特別委員会の委員長に12番山本賢一議員、副委員長に5番大坪正明議員、以上のとおりであります。

日程第23 報告第1号 令和元年度美瑛町健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第23、報告第1号、令和元年度美瑛町健全化判断比率及び資金不足比率についての件を議題とします。本件について説明を求めます。

(「はい」の声)

小杉総務課長。

(総務課長 小杉 昌敏君 登壇)

○総務課長(小杉昌敏君) 報告第1号につきまして、内容を説明いたします。議案集につきましては65頁、66頁になります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和元年度美瑛町健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率について、報告するものでございます。はじめに議案を朗読し、その後、内容をご説明いたします。議案集65頁をお開き願います。

(議案の朗読を省略する)

次に、議案集66頁をお開き願います。はじめに、美瑛町健全化判断比率の状況についてですが比率区分、令和元年度の欄の順で読み上げてまいります。実質赤字比率、黒字であり、赤字比率はありません。連結実質赤字比率、同じく黒字であり、赤字比率はありません。実質公債費比率10.8%、前年度比0.5%の増でございます。将来負担比率77.4%、前年度比1.8%の減でございます。いずれの比率とも早期健全化基準及び財政再生基準を下回って

おります。

次に、美瑛町公営企業等会計の資金不足比率の状況についてですが、令和元年度はいずれの会計区分におきましても資金不足はございません。

以上で、報告第1号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

おはかりします。報告第1号については、これをもって審議を終わりたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、報告第1号の件は報告を終わります。

日程第24 報告第2号 債権の放棄について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第24、報告第2号、債権の放棄についての件を議題とします。本件について説明を求めます。

（「はい」の声）

川合税務課長。

（税務課長 川合 実智代君 登壇）

○税務課長（川合実智代君） 報告第2号につきまして、ご説明いたします。議案集は67頁になります。今回の報告につきましては、平成23年4月1日に施行された美瑛町の債権管理に関する条例により、債権を適正に管理してまいりましたが、同条例第5条に基づき債権の放棄をいたしましたので、同条例第6条の規定により、議会に報告するものです。以下、朗読をもちまして報告といたします。

（議案の朗読を省略する）

以上で、報告第2号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

おはかりします。報告第2号については、これをもって審議を終わりたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、報告第2号の件は報告を終わります。

日程第25 意見書案第8号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第25、意見書案第8号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についての件を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。

（「はい」の声）

5番大坪正明議員。

（5番 大坪 正明議員 登壇）

○5番（大坪正明議員） 朗読をもって、意見書案提案といたします。

（意見書案の朗読を省略する）

以上で、ご提案申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第25、意見書案第8号の件を採決します。意見書案第8号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についての件を、決議することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、意見書案第8号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することにいたします。

日程第26 意見書案第9号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第26、意見書案第9号、国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書についての件を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。

（「はい」の声）

10番野村議員。

(10番 野村 祐司議員 登壇)

○10番(野村祐司議員) 朗読をもって提案に代えさせていただきます。

(意見書案の朗読を省略する)

以上でございます。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第26、意見書案第9号の件を採決します。意見書案第9号、国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書についての件を、決議することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、意見書案第9号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することにいたします。

日程第27 意見書案第10号 種苗法改正案の慎重な審議を求める意見書について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第27、意見書案第10号、種苗法改正案の慎重な審議を求める意見書についての件を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。

(「はい」の声)

10番野村祐司議員。

(10番 野村 祐司議員 登壇)

○10番(野村祐司議員) 朗読をもって提案に代えさせていただきます。

(意見書案の朗読を省略する)

よろしくお願いたします。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第27、意見書案第10号の件を採決します。意見書案第10号、種苗法改正案の慎重な審議を求める意見書についての件を、決議することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、意見書案第10号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することにいたします。

日程第28 議員の派遣について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第28、議員の派遣についての件を議題とします。本件について、地方自治法第100条第13項及び美瑛町議会会議規則第127条の規定により、別紙のとおり議員の派遣をしたいと思います。

おはかりします。本議会は、別紙のとおり議員の派遣をすることにご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、別紙のとおり議員の派遣をすることに決定しました。なお、派遣場所等に変更が生じた場合には、議長において承認したいと思いますので、了承願います。

日程第29 所管事務調査の申し出について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第29、所管事務調査の申し出についての件を議題とします。本件について、総務文教常任委員会委員長大坪正明議員、産業経済常任委員会委員長野村祐司議員、議会運営委員会委員長桑谷覺議員から所管事務調査を行うため、閉会中の継続調査の承認を求める申し出が別紙のとおりありました。

おはかりします。本件については各委員長から申し出のとおり承認したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、本件は各委員長の申し出のとおり、承認することに決定しました。なお、派遣地、調査事項等に変更が生じた場合には、議長において承認したいと思いますので、了承願います。

閉会宣告

○議長（佐藤晴観議員） これをもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。会議を閉じます。令和2年第6回美瑛町議会定例会を閉会いたします。

閉会挨拶

○議長（佐藤晴観議員） はい、定例会2日間にわたってお疲れさまでした。そして決算審査特別委員会も無事に立ち上がり、決算審査を迎えるというところになっております。世間はやはり、なんだかんだ言っても今は本当コロナ禍という中で生活をしなきゃいけないという風なことになってます。今は都会と地方とでは大分その状況が変わりつつ、感じ方がですね、変わりつつあるのかなというところも思うところなんです、町場で聞きますと、今年は何とか給付金だ何だでなんとかなることもあるけど、来年度が今からちょっと心配だというような声も聞こえてきます。内閣も変わり次年度どういような、これからどんな対策をですね、取ってくれるのかというところも思うところでありまして、また道や町もですね、いろいろ考えながらですね、やっていかなきゃいけないんだらうなという風に強く思うところでありまして、2日間終わらせていただきまして、ありがとうございました。お疲れさまでした。

午後2時51分 閉会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和2年11月20日

美瑛町議会 議長 佐藤晴観

議員 坂田美香

議員 山本賢一